

1. 議事日程（令和5年第2回北広島町議会定例会）

令和5年6月14日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

- |      |   |
|------|---|
| 敷本弘美 | ①G7サミットでの北広島町の魅力発信と今後の取組<br>②男性トイレにサンタリーボックス（汚物入れ）設置を |
| 中村忍  | 北広島町の不登校対応を問う   |
| 美濃孝二 | マイナ保険証で国民皆保険は守れるのか                                    |
| 宮本裕之 | ①北広島町内の川を見て異変を感じないか<br>②農作業事故防止の取組を問う                 |
| 伊藤淳  | ①観光・スポーツの振興とグリーンヒルおおあさの老朽化について<br>②大朝地域の小学校統合と合意形成    |

2. 出席議員は次のとおりである。

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 亀岡純一  | 2番 伊藤立真  | 3番 敷本弘美  |
| 4番 中村忍   | 5番 佐々木正之 | 7番 美濃孝二  |
| 8番 梅尾泰文  | 9番 伊藤淳   | 10番 服部泰征 |
| 11番 宮本裕之 | 12番 湊俊文  |          |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	沼田真路	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	矢部芳彦	税務課長	植田優香
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也
建設課長	竹下秀樹	消防長	笠道宏和	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	小椿治之	会計管理者	細居治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。昨日と同じく、省エネ、節電対策の取組の一環として本議会においても服装をクールビズとすることとしております。暑い方は上着を取っていただいても結構です。また、これまで議場内において原則マスクを着用することとしておりましたが、本定例会よりマスクの着用は自由とすることにいたしました。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向け、簡潔に行ってください。ここで、まちづくり推進課長から発言を求められておりますので、許可いたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 昨日、佐々木議員から、G7広島サミットにおいて出品された商品の中で、ふるさと寄附の返礼品としてレプリカの制作を考えていないかというご質問を頂戴いたしましたけれども、玉鋼のペーパーナイフ、三上刀匠が制作されました玉鋼のペーパーナイフ、こちらを安芸吉川会の出店によりまして、返礼品として予定をしておりますので、申し伝えたいと思います。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 以後、確認のほうよろしく申し上げます。以上です。

○議長（湊俊文） 3番、敷本議員の発言を許します。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美です。先に通告をしております2項目のうち、初めに、G7サミットでの北広島町の魅力をどう発信されたのか。また、今後どう取り組んでいかれるのかを質問いたします。先進7か国首脳会議（G7サミット）が5月21日に無事閉幕をいたしました。被爆地広島で開かれたこのたびのサミットの意義はとても大きいと実感をしています。各国首脳がそろって広島平和記念資料館を訪れ、被爆者との対話、原爆死没者慰霊碑に献花をされたことも大きな意義があったと海外メディアも取り上げていました。世界から注目された広島でのサミット、昨年12月議会において、G7サミットを通して、田園文化のまち北広島町の魅力である伝統芸能の神楽や花田植、豊かな自然の中で育ったおいしいお米やお酒、野菜

等、北広島町の宝をどのようにアピールし、発信されるのかを質問いたしました。町長は、県民会議に対してコンテンツ提案や要望活動を継続して行いたい。お土産品の提供や県内製品の活用など、県民会議での北広島町の魅力を発信できる場面があるかと思うので、県民会議と協力、連携して準備を進めていきたいとのご答弁でございました。サミットを終え、町のLINEアプリで、北広島町の産品や披露された伝統芸能ほかを紹介をされておりました。サミット県民会議へのアピールの努力が伝わってまいります。伝統芸能や提供されたおもてなしの品々を今後、国内外に引き続きつなげていき、それらを通し、平和の心を発信できたらと願っています。それでは質問に入ります。初めに、G7サミットに出席した各国首脳たちへの贈答品が複数提供されておりましたが、どのような品が提供されたのかをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 広島サミット県民会議では、各国首脳等への歓迎の意を表するとともに、広島の魅力を国内外へ発信するためにG7首脳並びに招待国首脳等へ贈答品が贈られました。本町からは、8の招待国の首脳、7の国際機関の長及びウクライナ大統領への贈答品としまして、三上貞直刀匠の玉鋼ペーパーナイフが選定をされました。作品名は、平和を願う意味を込めた「和永（わながく）」でございます。また、ペーパーナイフを入れた桐箱を包むてぬぐいは、本町の木版アートユニットポロンパ様がデザインされ、有限会社豊栄堂染工場様が型染めをされました。以上でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） サミットの贈答品は注目度も高いです。首脳の配偶者たちがこの宮島で記念撮影をした際に和傘を差し、また写真におさまっておりました。この傘は、平和を願い、折り鶴を敷き込んだ和紙を使用したもので、この年内に販売をされるとのことです。先ほどご答弁をいただきました三上貞直刀匠の玉鋼ペーパーナイフは、平和を願う意味が込められているとおっしゃいました。これらの品々は、サミット提供品として今後もPRをされるのか、そのような計画がございましたら、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 先ほども冒頭で触れましたとおり、ふるさと寄附の返礼品として玉鋼ペーパーナイフのほう考えておりますので、そちらをPRしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ご確認をさせていただきました。この平和の願いが込められたサミットの贈答品です。引き続き本町の魅力発信と、また経済効果につながる取組をされることを願っております。続きまして、関連行事への食材、農作物やお酒、どぶろくほか複数提供されておりました。どのような品がどのような場において提供されたのか、詳しくお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 公式プログラム及び関連行事で提供される料理に使用される食材などは、既にひろしま県産応援登録制度により登録済みの物と、新たに推薦等があった物から選定をされております。本町関連の物としましては、首脳や配偶者の食事のメニューや県民会議主催の行事におきまして、やまのまんなかだ様の「マイクロリーフミックス」、広島協同乳業（株）の「県北搾り」牛乳、八幡高原酒造様の「どぶろく」、福光酒造株式会社様の「ゴールド朝光」、大暮養魚場様の「広島レモンサーモン」などが食材として使用されました。また、サ

ミット期間中の取材拠点でありました国際メディアセンターでの各国報道陣への試食品として、令和4年度お米グランプリ in 北広島町で準グランプリ賞を受賞いたしました広島県産のお米を提供したところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほどのご答弁で、様々な関連行事において、複数の北広島町産が提供されたことで、この本町の魅力発信につながったのではないかと思います。サミットで使用された実績は全国にPRができると考えます。自然の中で育った野菜やお米にお酒、これらは北広島町の強みでもあり、今後、提供されたこの品々をどのように発信し続けていかれるのか、PRの段階から取り組んでこられた農林課長にお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今回のG7サミットにおけます関連行事の食事メニュー等に使用されました本町の農産物及びお酒につきましても、使用されたことが非常に今後強みになるというふうに考えております。また、国際メディアセンターで試食品として提供しました準グランプリ賞を受賞いたしました北広島町産のお米につきましても、お米の甘みがしっかりあって大変おいしいとの非常に大好評の状況でございました。ふるさと納税に登録されております商品につきましても、まちづくり会社のはなえーる等とも相談しながらG7サミットで使用されている、そういったところの強みのPRをしていきたいというふうに考えております。お米につきましても、本年度開催予定の第2回大会に向けてしっかりPR等もしていきたいというふうに考えております。その他の取組もまた関係者と相談しながらできればというふうなところを思っているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 様々なメニューに使用された数々の品々、これは今後、本町の強みとして、しっかりまたPRをされていかれるということでございます。サミットで使用された品々を今後も様々な形で発信をし続けていっていただきたいと期待をしております。次の質問は、サミットでの諸行事において伝統芸能の神楽や壬生の花田植を披露できたことを伺い、当事者はもちろん関係者の皆様の喜びはいかほどであったか、歴史に刻まれた神楽や壬生の花田植はどのような形で披露されたのかをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 本町が誇ります伝統芸能である神楽や花田植をサミット開催期間中に上演の機会をいただきたいと思ひ、様々な働きかけをしてまいりました。その結果、まず、イギリス・フランス先遣隊のレセプションが開催されました令和5年4月28日、こちらグランドプリンスホテルにおきまして、芸北地域の雄鹿原上組による神楽「八岐大蛇」を上演、続いて旧市民球場跡地ひろしまゲートパークにおきまして、令和5年5月19日から21日に開催されましたステージパフォーマンスにおきまして、広島県立加計高等学校芸北分校の生徒によります神楽「八岐大蛇」、川東田楽団によります「壬生の花田植」、広島市、三次市、安芸高田市、北広島町、安芸太田町の5市町からなります合同神楽団によります「八岐大蛇」を上演したところでございます。また、令和5年5月20日に開催されました総理主催の主要7か国の社交行事、こちらにおきましては、広島県合同神楽団による「八岐大蛇」をグランドプリンスホテルにて上演をしたところでございます。この合同神楽団に本町から4団体6名の団員の方が選出されて出演をしております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ご答弁いただいたように、様々な働きかけをされた結果、この複数の文化芸能を披露することができ、中でも各国首脳の前で神楽を披露されたことは、世界の神楽へと飛躍する歴史的な一歩となったことは間違いなく、次の世代へ繋がることを確信をいたしました。昨日の同僚議員の質問に対し、商工観光課長は、伝統文化を採用していただき、北広島町のPRに大きな成果があったと認識しているとのことご答弁をされました。担当課として、今後どのような形で本町のPRを考えていらっしゃるのか、考えをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 先ほど財政政策課長が答弁したように、本町が誇る伝統芸能であります神楽や花田植がこのG7サミット開催中に上演できたことは大変喜ばしいことですし、花田植の保存会、それから神楽関係者の熱意を町としてもお伝えできたことが大変喜ばしく思っております。壬生の花田植、町内には3つの花田植がございますけれども、それぞれの花田植や神楽につきましましては、本町を代表する文化芸能でありますので、町外のいろいろな場所で積極的に披露させていただき、そして多くの方に触れていただきたいと思いますし、また、現場でないと味わえない雰囲気や感動もあると思いますので、ぜひ本町へお越しいただき、ご覧いただけるように誘客にも努めていきたいと思っております。また、神楽に関しましては、本年4月1日にお隣の安芸高田市、安芸太田町、そして北広島町の各神楽協議会で広島芸北神楽協議会連携会議という組織を立ち上げまして、神楽の振興に連携をして努めていこうという取組も始めております。今後は、海外へ向けてもしっかり発信をしていき、世界中の方々に広島神楽をご覧いただき、また感動していただきたいと思いますというふうに思っておりますので、そういった取組をしっかりと進めていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今、課長のほうから、今後の取組、様々お伺いをいたしました。最後になりますけれども、このサミットを終え、広島サミット県民会議の一員でありました町長にお伺いをいたします。サミットを通し、北広島町の魅力を十分にお伝えすることができましたでしょうか。また、関連行事において披露した伝統芸能やおもてなし品を通し、平和原点の地広島、ここ北広島町から平和の心が伝わるよう発信し、つなげていくために町として何ができるかをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 1点目の質問でございますが、本町からは招待国首脳、国際機関の長及びウクライナ大統領への贈答品として、先ほど申し上げましたペーパーナイフが選定されました。また、本町の特産品として20点余りPRできたことや、伝統芸能など様々な魅力を世界に向けて発信することができたと思っております。2点目につきましては、今回の広島サミットでは、本町の壬生の花田植並びに神楽を上演することができました。こうした伝統芸能は、平和な世の中であってこそ継承していくことができるものであります。さらに贈答品として選定された三上刀匠のペーパーナイフについてでございますが、先ほども申し上げましたけれども、作品名も「和永（わながく）」と平和を願う意味を込めたものでございます。いずれにしても、現在の世界情勢の中で、平和のありがたさを改めて再認識をしているところでございます。本町の特有の文化を未来永劫継承していくためにもしっかりと平和の心を発信してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） G7サミットを通し、本町の魅力を私自身も再確認をさせていただきました。本町特有の文化を通され、未来永劫に継承していくために平和の心を発信されるとの町長の思いも聞かせていただき、今回の広島サミットで披露した文化芸能、提供した品々を通し、今後の平和発信につながることを願い、1つ目の質問を終わります。続きまして、男性トイレにサンタリーボックス、汚物入れの設置についてを質問いたします。近年、急速に男性用個室トイレにサンタリーボックス、汚物入れを設置する動きが自治体や商業施設に広がっています。高齢の男性を中心に前立腺がんや膀胱がんを患う方も増えており、患者らは術後頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなります。また年配の方は、がんを患っていないくても、日常生活において尿意を感じる頻度が多くなり、ときには漏れてしまうこともあり、これを防ぐために尿漏れパッドで対応するのが一般的です。女性トイレの個室には当たり前にあるこのサンタリーボックスが男性トイレには置かれていないのが現状です。尿漏れパッドを着用している男性は、恥ずかしさからなかなか声を上げることができず、当事者以外の方には問題意識を持ちづらいものだと改めて認識をするきっかけとなったのは、地域のご高齢者からの声でございました。これまで関心がなかったサンタリーボックスの必要性を80歳になると明日は我が身と実感している。車の運転やグラウンドゴルフなら、大体2時間が限度だ。グラウンドゴルフ仲間の中にも尿漏れパッドを使用している方がおられ、公共の男性トイレに尿漏れパッドを入れるサンタリーボックスが設置されていないため、ビニール袋に入れて持ち帰ると言われ、臭いが気になる季節は外出するのがおっくうになる。全国的にも男性トイレにサンタリーボックスを設置する動きがあるが、北広島町は高齢者も多く、楽しみの一つがグラウンドゴルフでもある。町内の公共施設の男性トイレにサンタリーボックスを設置してほしいと勇気を持って率直な声を届けてくださいました。この問題は、男性特有のプライドや周りの人に知られたくないという心理もあり、これまで表面化されておらず、私自身も認識不足でした。高齢社会においては尿が漏れるということはごく自然のことで、一般的にも尿漏れパッドが市販されているということは、当然それを捨てる所が必要ということになります。令和3年3月策定の第8期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中の高齢者年齢区分別人口の推移推計には、令和17年まで65歳から74歳の前期高齢者人口の割合が低下、令和7年、令和12年は75歳から84歳の人口の割合が、また令和17年は85歳以上の人口の割合が上昇しておりました。本町は、広島県・全国よりも高齢者の割合は高くなっています。病気で尿漏れパッドが必要な方、また日常生活において必要な方が気持ちよく外出し、活動していただくためにもトイレ環境の整備は行政の務めであり、勇気を持って声を届けてくださった方たちが安心して外出できるようにと願ひまして、質問に入らせていただきます。本年1月上旬、中国新聞デジタルに「男子トイレ個室に汚物入れ、広島県11市町が設置、病気治療、加齢での尿漏れパッドやおむつ利用に対応」との記事がございました。広島県23市町中11市町が現在設置との現状ですが、本町庁舎、支所、公共施設の男性用個室トイレは何か所あり、また、サンタリーボックスの設置状況も併せてお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 庁舎、地域づくりセンター、運動公園施設、道の駅など、開館時間は不特定多数の方が自由に出入りできる施設でお答えいたします。男性用個室トイレは約120か所で、うちサンタリーボックスが設置されているのは道の駅舞ロードIC千代田の2か所と、

豊平保健福祉総合センターの1か所と認識しております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 自由に入りができる施設の男性用の個室トイレが町内に約120か所あり、また、そのうち舞ロードIC千代田の男性用個室トイレに2か所設置がされ、豊平保健福祉センターに1か所ということで、町内計3か所にサンタリーボックスが設置をされているということを確認をさせていただきました。この3か所のサンタリーボックスはいつ設置がされたのかをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 豊平保健福祉総合センターにつきましては、設置時期は不明ですが、かなり前から、従前から設置されていたということでございます。道の駅舞ロードIC千代田につきましては、この春、3月末頃に設置をしたということをお聞きしております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 豊平は、随分前から設置がされていたということで私も認識をしておりませんでした。また、道の駅は春には設置を2か所されたということでございます。国立がんセンターが2019年にまとめた統計によりますと、日本全国で前立腺がんと診断された男性は9万4748人、また膀胱がんと診断された人は2万3383人、そのうち男性は1万7498人、女性は5885人と圧倒的に男性の罹患率が高くなっております。なぜ、この統計を紹介させていただいたのか。それは、前立腺がんの手術を受けた人の大半というのは、術後しばらくの間は尿漏れパッドが必要になるからです。また加齢により尿漏れパッドが必要な方やトランスジェンダーの方への配慮も考えていく必要があると思います。先の答弁で、公共施設の男性用個室トイレが町内に120か所あり、また、設置状況も確認をいたしました。続きまして、男性用個室トイレへのサンタリーボックス設置の必要性について考えをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 年を重ねても、病気にかかってもできる限り社会とのつながりを維持していただき、生きる意欲を持ち続けられるような社会をつくっていくためには、町有施設の管理者としましても、きめ細やかな配慮をすべき時代が来たと、そういう要請があるということを改めて考えさせられたところでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほどのご答弁で、改めて考えさせられたということで必要性を感じていらっしゃるということが分かりました。きめ細やかな配慮をすべきこの必要性を認識されているということです。次に、この公共施設男性用個室トイレにサンタリーボックスの設置は、これ全てのトイレに設置を今後考えていらっしゃるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 全ての男性用個室トイレに設置してあることが望ましいとは思いますが、現実的にはなかなかハードルが高いものだろうというふうに考えております。設置できるスペースがあるかどうかにもよりますし、施設の機能や施設の規模、それから利用人数、一番肝心なのが清掃管理の程度や頻度、それらを総合的に勘案しながら、設置をすべき施設を見極めた上で、その施設には最低でも1個は設置できるように検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番(敷本弘美) 設置をできる施設を見極めて、そのトイレには必ず1か所サニタリーボックスの設置を考えていらっしゃるということでございます。その中には、例えばグラウンドゴルフ場のある施設、これ例えば、運動公園のような大きなものから、地域の小さな運動場のようなものあるんですが、このグラウンドゴルフ場なる施設にやはり高齢者の方が多くいらっしゃると思います。そこでのサニタリーボックスの設置はお考えでしょうか。伺います。

○議長(湊俊文) 総務課長。

○総務課長(川手秀則) 町が直接管理している所は、先ほど申しあげましたように、見極めた上で設置を進めてまいりたいと思いますけども、指定管理として、外部の方に管理をしていただいている所につきましては、管理者の判断に委ねるところがあると思いますけども、当然利用者の多くの方がご高齢の方ということでございますので、そこら辺は前向きに判断をしていただきまして、設置につなげていけたらと思っております。

○議長(湊俊文) 敷本議員。

○3番(敷本弘美) 前向きに判断をされ、設置につなげていけたらとのご答弁でございました。これ設置に併せて、トイレを利用される方に、ここにサニタリーボックスが設置をしてあるということが分かるような、そのような表示をされてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(湊俊文) 総務課長。

○総務課長(川手秀則) どのような表示がふさわしいのか、そもそも汚物入れがあることを広く公に公表するのが、先ほど議員もおっしゃいましたように、恥ずかしいというようなこともあったりしますので、どれぐらいのサイズ感であったり色彩であったり、表示箇所であったりというところはあろうかと思っておりますけども、あるということが分からないと利用も進まないと思っておりますので、そういったところは、ほかの好事例も見つけながら参考にさせていただけたらと思っております。

○議長(湊俊文) 敷本議員。

○3番(敷本弘美) 表示は参考にさせていただけたらということでございますが、これまでなかったものをトイレの中に設置をするということですので、皆さんの意識も当然ないと思います。一つはごみ箱と間違えないよう、また正しく利用していただける工夫が必要かと思いたしましたので、ご提案をさせていただきました。今回、この課題に対して町として前向きに取り組んでいられるその姿勢も確認をさせていただいた上で、今度は町民が利用する商業施設や宿泊施設、病院などにも働きかけるなど、この趣旨を理解をしてもらい、ご賛同いただける取組をと考えます。この働きかけについてのご見解をお聞きいたします。

○議長(湊俊文) 総務課長。

○総務課長(川手秀則) 所管課でありましたり、関係の指定管理者、それから商工会、そういった関係機関に連携を図りながら、可能な限り啓発に努めてまいりたいと考えています。

○議長(湊俊文) 敷本議員。

○3番(敷本弘美) 可能な限り啓発に努めていただけるということでございます。実は先日、病院関係者の女性の方とお話をする機会がございました。男性トイレにサニタリーボックスが設置されているかお尋ねしたところ、多目的トイレは病院には必ず1か所はあると思うんですが、そこは別に男性トイレには設置をしてなかったとおっしゃって、ご高齢者や病気を患っておられる男性トイレの不便さというものを認識不足だった。そのようにおっしゃり、早急に考えんといけなとおっしゃってくださいました。これまで表面化されなかったのは、男性が声を

上げづらいという点と、また女性である私たちが男性トイレの出入りがなく、気づかなかったという現状もあり、本当に私自身も反省をしたところでございます。町民の皆さんが安心して外出できる環境づくりのためにも皆さんが利用する商業施設ほかへの働きかけは重要であり、ぜひとも関係機関への働きかけも急いでいただきたいと願いますが、いま一度お考えをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議員がおっしゃいます、ごもっともだと考えておりますので、連携しながら啓発に努めてまいりたいと思います。サンタリーボックスのきちんとしたサンタリーボックスにすると、かなり高額なものもありますけれども、簡易なポリバケツのようなものにビニール袋をかぶせて置くだけのようなものもございますので、そこら辺は適所に設置、どういった形のを設置できるかというのはそこそこで判断をしながら、余り無理のない範囲で普及が進むようにしてまいりたいと考えています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 最後になりましたが、この第8期北広島町高齢者保健福祉計画の中に、高齢者をはじめとする全ての住民が自らの意思で自由に行動や社会参加ができるまちづくりの実現を目指しているとありました。男性特有の前立腺を患う人や、また高齢社会に伴い、尿漏れパッドを使用する人も増える中、男性トイレにサンタリーボックスを設置することは重要な課題と考えます。町長のご所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） サンタリーボックス設置のニーズは今後も増えるであろうというふうに思っております。いずれにしても一斉に設置するのはなかなか難しいと考えておりますので、必要な施設を見極めを行いながら、順次箇所数を増やしていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 町長のご答弁からも男性トイレにサンタリーボックスの設置は必要という認識をされていらっしゃる、また随時設置を考えていらっしゃるということをお聞きをいたしました。季節柄、これから暑くもなります。おむつを持ち歩くことは臭いも気になり、また苦痛と察しますので、対象の方が安心して外出できるようトイレ環境の整備を急いでいただくことを申し入れ、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで、敷本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。10時50分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 40分 休憩

午前 10時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。4番、中村議員の発言を許します。

○4番（中村忍） 4番、中村忍です。本日は、北広島町の不登校対応について伺ってまいります。さて、文部科学省による令和3年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸問題に対する調査結果が2022年10月末に発表されました。全国の小中学校で2021年度に不登校だった児童生徒は、前年度末から2割増え、24万4940人で、過去最多となりました。このことは、コロナ禍により生活リズムが崩れたり、様々な制限がされた学校生活を送らなければならなくなったりで、子どもたちの登校意欲が低下したことも要因の一つとして挙げられるのではないかと思います。少子化で児童数は年々減少しているにもかかわらず、不登校が増え続ける中、2017年2月には、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会均等の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が施行されました。不登校児童生徒の教育機会の確保を図ると同時に、学校復帰を大前提としていた従来の不登校対策を転換し、学校以外の場で児童生徒が学ぶことの重要性和、学校を休ませる必要性について取り組み始めたことは大きな意味があると捉えています。さらに2019年には文部科学省から不登校児童生徒への支援のあり方についての通知が発出され、不登校児童生徒を支援する基本的な考え方や学校、教育委員会の取組の充実が示されました。これらは不登校に真摯に向き合っていく上でよりどころとすべきものであると考えます。義務教育の学校は、全ての児童生徒が安心して教育を受けられる場となるよう、環境の確保を図るとともに、不登校児童生徒の個々の状況に応じ、必要な支援を展開していくことが重要であります。その結果として社会的に自立し、未来を切り開いてくれることを願っています。そのために学校や行政、私たち大人はできる限りのことをしなければなりません。そこで、以下のことについて伺ってまいります。北広島町の不登校児童生徒数の増減の状況についてお伺いいたします。併せて過去3年間の90日以上長期欠席者数の推移、学校復帰ができた児童生徒数の推移についてもお伺いします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） まず、増減の状況でございますが、過去5年で申しますと、横ばいであったものが昨年度は増加をしております。90日以上欠席者数と、復帰できた者は、それぞれ令和2年度が欠席者数17名で、復帰が2名、令和3年度が欠席者数19名で、復帰が2名、令和4年度が欠席者数19名で、復帰が3名です。なお、学校復帰の判断基準は、翌年度の年間欠席日数30日未満としました。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、数字をお伺いいたしまして、毎年2人ないし3人復帰ができるという、教育委員会、また学校のほうがしっかりと取り組んでいただいた成果ではないかというふうを受け止めております。それで関連してお伺いいたします。全国的な傾向として、学年別不登校児童生徒数は、小学校1年生から中学校3年生へと学年が上がるごとに多くなってきておりますが、本町では、不登校が発症するのはどの時期が多いのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 今、議員がおっしゃったような傾向と同様でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 町内の不登校児童生徒数の増加要因をどのように分析し、どう捉えておられるかについてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

- 学校教育課長（植田伸二） 要因としましては、本人によるもの、家庭によるものなど状況は様々でございます。複合的に要因が絡み合っていると考えております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） それでは次に不登校児童生徒への支援について、基本的な姿勢と取組について伺ってまいります。不登校児童生徒への支援で目指している姿はどのような姿でしょうか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 北広島町では、校長を中心に児童生徒の成長に向けた指導支援を校長、教頭、教職員一丸となり取り組んでおります。不登校支援では、児童生徒の社会的な自立を目指しています。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 少し関連させていただいてお伺いいたします。今、不登校児童生徒の支援を目指している姿は、児童生徒の社会的な自立を目指しているということでございますが、このことをどう受け止めておられますか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 先ほど議員おっしゃいました文科の指導等にもございますし、教育の目標であります、社会的な自立というところを目指しておるということにつきましては、一人で何でもできる児童生徒、また他人から支配や援助を受けずに自分の力で生きていけること、生活できることを目指しております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 自立をするというところへ大きく転換されて取り組んでいくということ分かりました。これまでの学校への復帰というのに比べると、本当に社会に向けて自立するというところで、本当に生きて働く、そういう力をつけていかないといけないんだということを感じておるところでございます。もっともっとこれまでよりハードルが高くなったんだなということをお私を感じております。それでは不登校対応を行っておられる教育委員会や学校の支援体制についてお伺いしてまいります。まず、教育委員会では、教育相談体制や学校の取組を支援するための教育条件等の整備をどのように進めているのでしょうか。お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 教育委員会として心理に関する専門家であるスクールカウンセラー、福祉に関する専門家であるスクールソーシャルワーカーの学校配置と積極的な活用、福祉、保健、医療等関係機関との組織的な連携、体制整備などを行っています。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） それでは関連して2点伺います。まず、1点目でございますが、今、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの職の違いについてはご説明をいただきましたが、その配置の状況はどうなっているのかということについてお伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） スクールカウンセラーにつきましては、町内中学校に1名ずつ、スクールソーシャルワーカーにつきましては、千代田中学校に1名配置をしております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 2点目でございますが、先ほどの答弁で、福祉、保健、医療関係との連携を進

めているとおっしゃいましたが、どの機関とどのような連携をなさっているのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） スクールソーシャルワーカーとの月例情報交換会では、福祉課、保健課、教育委員会、また養護教諭、そういった関係の教職員で情報共有を行っております。また、福祉課、保健課とは、ほかにも状況に応じたケース会議であったり、また、児童生徒の状況に応じて町内の医療機関の先生との連携といったことも図っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 情報共有や取組について教育委員会がリーダーシップをとって関係機関と取組を進めているということが分かりました。それ以外教職員の資質向上に向けての取組もなさっておられることと思います。また、不登校児童生徒や保護者を支援するネットワークを整備する民間施設との関係づくり、これについてはどんなでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 福祉課とも連携をしまして、町内のそういった支える団体様であるとか施設であるとか、そういったところの情報提供、情報共有もいたしております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは次に学校の支援体制について伺います。不登校児童生徒に対して組織的、計画的支援が求められますが、学校では、不登校児童生徒への支援をどのような体制でどのように進めているのでしょうか。お伺いします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校におきましては、校長、教頭、担任、養護教諭、関連する教職員間で、まずは早期対応に努めるとともにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの助言も得ながら、不登校対策防止委員会など定期的な状況把握、対応について確認を行っています。状況によりケース会議も開催するなど、担任任せにすることなく、組織的な対応に努めております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 早期対応、それからカウンセラーのアセスメントを大事にして、それを基にしてチームワークを組んでやっておられるということが分かりました。情報共有を図っていく材料として何か使っておられるものはございませんか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 個人ごとに個別支援計画や指導計画などを作成して、それが誰でも確認できるように整備をしております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 公的なものの中では、今、課長がおっしゃったようなことを児童生徒理解教育支援シートというふうなことが明記されておりますが、このシートというのは、私は極めて連携を図ったり、共有を深めたりする上で重要なものになるのではないかなというふうに捉えております。また、このシートがあることで、支援の進捗状況を本当に職員同士も学校で共有することも容易にできると思いますし、今、働き方改革も求められておりますが、校務の効率化も図られるのではないかなというふうに思います。さらに学校、保護者及び関係機関でも一緒になって共有できるいいものだというふうに思っております。そういうものをしっかり今後も活

用していただいて、一層組織的で効果的な支援を進めていただけますよう、申し入れさせていただきます。続いて質問いたします。継続した組織的・計画的な支援を行う際、情報共有はどのように行っているのでしょうか。また、小学校から中学校へ進学した際の情報提供はどのようなことに留意して行っておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 情報共有につきましては、先に答弁したとおりでございます。小学校から中学校への情報提供につきましては、その児童の学習状況や生活状況等の情報を先ほどのシート等も活用しながら、正確に中学校に伝え、必要な支援が途切れることのないよう、引継ぎに努めております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 最後におっしゃいました支援が途切れないということは極めて重要だと思います。そのあたりが今後も適切に進むことを願っております。さて、不登校が生じないような魅力あるよりよい学校づくり、心の居場所としての学校づくりが求められますが、どのような学校づくりが具体的に展開されているのでしょうか。また、このことに関わって教育委員会の学校支援はどのように行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校は、保護者やコミュニティースクールの協力もいただきながら、児童生徒の健やかな成長に向けた学校教育目標の実現に取り組んでいます。例えば、新庄小学校では、目指す学校像を「笑顔あふれる楽しい学校」とし、いじめ・不登校対応100%を評価目標に掲げ、取組を進めています。教育委員会としましても、不登校が生じないような学校づくりに向け、校長研修会や教頭研修会、また学校訪問など、あらゆる機会を通じて指導、助言を行っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 具体的な例を挙げて説明をいただきました。教育委員会で研修会で、また学校訪問で、またあらゆる機会を通じて指導助言を行っているというふうに答弁をいただきましたが、どのような指導助言をされているのか、少しお伺いできればと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 例えば、校長研修会や教頭研修会におきまして、いじめ、不登校に対する国の通達や通知の指導徹底、コミュニティースクールに出席をさせていただきまして意見交換をさせていただく。また、具体的に問題が発生した時に対応の指導助言を行っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） コミュニティースクールを使うという手はすごく有効なんではないかなというふうに思います。学校だけじゃなくて、地域での関わりというのも今後大事になってくると思いますので、大変効果的な取組であると私は理解をしております。不登校の未然防止を図るための初期段階での対応についてでございますが、どのように進めておられるのかお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 本人及び保護者に対しまして家庭訪問を行うなど、丁寧で継続的な連携に努めています。

○議長（湊俊文） 中村議員。

- 4番（中村忍） 初期対応というのは、何の取組にしてもそうですが、大変重要だと思います。最初にボタン1つ掛け違えることで、すぐに解決するものがとんでもない方向にいったりすることがままございます。やっぱり初期対応の部分から、先ほどおっしゃっていただいたスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの皆さんから適切なアセスメントをいただいて、そこから取り組むということも重視していただければと願っております。それでは次に移ります。ICT等を通じた支援についてお伺いいたします。学習指導要領の解説では、ICT等通じた支援を行うことが重要とされています。ICTを活用した学習支援の方針についてお伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 本人、保護者の希望により児童生徒が持っております端末を使用し、学校の連携も行ってまいります。学習支援の一つのツールとして積極的に活用を図ってまいります。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 関連してお伺いします。私も数年前まで学校に勤めておりましたので、数年前勤務しておりました広島市の小学校においてのことなのですが、その学校でも不登校の児童がICTを活用して算数の授業を受けていたことを思い出します。私も次の授業があったので、その次の授業で、その教室の前を伺ったときに、あれっと思ったら、その学校に来ていないはずの子どもさんの画像が写っているということがありまして、あれっ今日は来ているのかなと思ったようなこともございました。本当に休んでいるのかなと思うぐらい生き生きして勉強を受けておりました。そういうことを思い出します。学習支援の一つのツールとして、ICTの有用性は私も十分認識しているつもりでございますが、本町において、どれぐらいの子どもたちがどのように活用しているのか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 時期時期で違いはあるんですけども、現在で言えば、1名、そういった形で貸出しをしております。これまで数回そういったことを取り組んでおります。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） またこれは学校を休むということで、学力的な保障の機会というのが随分減ってくると思うので、今後ご家庭のほうにもご理解をいただいて、こういう機会をぜひ増やしていただければと願っております。タブレット端末でいじめや学習などの悩み相談ができる体制を整えている自治体もあるように伺っております。その町では、児童生徒からの情報は教育委員会に自動送信されるとともに、当該校にも情報提供されているようでございます。設置後、すぐにかなりの相談が寄せられたそうで、効果も期待できそうであります。このようなタブレットを活用した相談システムの導入について、北広島町の方針を伺います。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 他の自治体で導入されていることは承知をしております。本町におきましては、現状におきまして、現在の相談体制でしっかりと対応してまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） このことに関連してお伺いします。タブレットを活用した相談システムは導入されないというふうでございますが、子どもたちや保護者をはじめ多くの方の声を聞く機会を

つくることができるわけでありまして。こうしたことは極めて重要だと思うんですが、なぜやらないのか、やらない理由を伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） まず、本町で導入しております端末にその機能がないことがございます。それとそういったことを実施する場合にはセキュリティー対策が非常に大切でありまして、またするとすれば、次の更新の時に検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 次の更新の時に検討されるということですので、ぜひ前向きに取り組んでいただくことを願っております。次に、子どもの居場所づくりについて伺ってまいります。授業への参加を強制せず、それぞれの子どもに合った学習や居場所を提供することも重要であります。学校内での居場所づくり、また、地域での居場所づくりについて、現状と今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校におきましては定期面談、別室指導、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの面談などを行っています。学校外では、スクールSへの参加、移動型の適応指導教室の開催などを行っています。今後も児童生徒それぞれの状況に応じ、保護者、学校、教育委員会連携の上、本人の希望も尊重した上で社会的な自立につながるよう対応してまいります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 関連してお伺いいたします。広島県教育委員会では、スクールSやスペシャルサポートスクール（SSR）などで取り組んでおられて、おしゃれなソファや配慮された机がレイアウトされたりして、子どもたちが足を運びやすい雰囲気がつくられております。こうした学校の手づくりの環境づくりも重要だと思いますが、どうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） まず、学校における常設の適応指導教室でございますけれども、現在の本町における不登校の児童生徒の状況を鑑みまして設置するに至っていないということ、あと場所的な問題、そういったことを総合的に判断をしまして常設の適応指導教室は設置をしておりません。現在の設置状況は週1回程度、公共施設内で開催をしていると。違う場所で開催しているというところでございます。また、広島県が進めております不登校スペシャルサポートルーム推進校制度につきましては、やはり町内各校のニーズや状況、期待できる効果を勘案して手を挙げていない状況でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 確かに空き教室の問題等々もあろうと思います。ひとえには難しいものかなとも思います。ですが、そういう環境がますます進んでいくことを願っておるところでございます。次の質問に移りますが、先ほど若干一部お答えもいただいておりますが、続けて問わせていただきます。個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の充実に向けて、適応指導教室、教育支援センターの設置推進が求められています。適応指導教室については、通所希望者に対する支援のみならず、通所を希望しない不登校児童生徒に対する訪問支援を実施するなど、不登校児童生徒の支援の中核となるよう、設置の促進や機能強化が求められています。適応指導

教室に係る本町の現状と今後の方針について伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 本町では、児童生徒の実態に応じまして、移動型の適応指導教室を設置しています。これは先ほど申しました週1回程度の公共施設内での開設でございます。本人や保護者のニーズや状況に応じまして設置をしてみたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 関連して2点お伺いします。移動型の適応指導教室があるということが分かりました。この移動型の適応指導教室の利用状況についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 中学生生徒2名が利用しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） もう1点伺います。適応指導教室は、先ほどの質問の中でも申しましたが、不登校児童生徒の支援の中核となるよう、その機能の強化が求められておるわけでございますが、今後の北広島町の不登校対応の拠点となっていく、そういうものを目指しておられるのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 不登校児童生徒が社会参加をする上のまず第一歩として非常に大切な取組だというふうに認識しておりまして、現在対応していただいておりますのが、元先生であるということでありまして。そういった協力していただける人員体制もしっかり強化をして、こういった広がりをもっと広げていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 本当に大事な取組だと思えます。人員をますます増員できるように、また、誰もがすぐ、なかなか対応していくには難しいものではあると思えますが、そういう人員が増えるよう、また今後その幅が広がっていくことを願っております。次に移ります。家庭との課題意識の共有や信頼関係の構築は、取組を進める上で極めて重要でございます。家庭への支援をどのように進めておられるのか、その現状について伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 家庭は全ての教育の出発点であり、児童生徒の成長に極めて大きく関わっています。家庭訪問を行うなど、丁寧で継続的な連携に努めています。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 本当にご家庭の理解とご協力を得るということは、この問題の解決にとっては重要だと考えておりますので、継続した取組を期待しております。それでは、これまで本町の不登校に対する取組や支援について伺ってまいりました。しかし、こうした支援は決して学校教育だけで完結できるものではありません。とりわけ中学校卒業後の支援は、町民の誰一人も取り残さないという行政の姿勢が問われるところでもあり、自立をめぐる点で課題を持つ若者の未来を左右する大切なポイントであると思えます。高等学校で学ぶことを希望する子どもへの支援はどうか。さらに中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者などについては相談できる窓口や社会的自立を支援するための受け皿が必要でございます。関係の行政機関が情報提供を行ったり、連携したりしていく必要があると考えますが、どう対応していくのか、町の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 高等学校における対応への言及は控えますけども、北広島町で暮らす上で様々なお困りやお悩みについては、福祉課や保健課などそれぞれ対応、相談窓口となり、適切な対応を取らせていただいているところでもあります。まずは役場や学校、民生委員さん、お隣でも結構ですので、ご相談をいただき、誰もが社会的な孤立とならないように町全体で取り組んでまいりたいと、こう考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、ご答弁いただいたように、本当にその子を支える地域づくりであるとか行政での支えであるとか相談であるとかというのを充実させていきたいと言うことでございます。ただ、知っと思っていただきたいなと思ったのが、高等学校中途退学後仕事についておらず、学校にも行っていないという若者は全国的に約2割と言われております。しかし、そういう若者なんだけれど、その半数以上は自分にとって大事なことは何かと言った時に、自分で働いて収入を得ることだと。将来の希望を持つことだというふうに前向きに考えている子どもがいっぱいおるんです。ただ、一人じゃ何にもできんのです。高等学校を中途退学したり、中学校段階において不登校状態であった若者の場合に様々な支援は必要とされています。しかし、そのことが支援施設や支援機関の利用ときちんと結びついているんかと言ったら、なかなかそのところが十分でないというのが現状だと思っております。就労や対人関係の向上など、社会的自立のために幅広い支援を充実させていくことは重要なんじゃないかなと思います。このような取組も相談体制と併せて一層本町でも充実させて、先ほどもおっしゃっていただいたと思っておりますが、誰一人取り残さない、そうした北広島町になるよう、ますます充実を図っていただくことを願っております。さて、最後になりますが、本日の不登校対応について、私が質問を準備していく中で、子どもたちの多様な居場所が確保されていないこと、家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒及び保護者との信頼関係の構築や必要な情報提供が適切に行われているのかと言ったことが本町の課題ではないかなというふうに何となく感じているところでございます。本町の不登校対応を総括して、今段階でのものになると思っておりますが、不登校対応の課題と今後それにどう向き合っていくのかという教育委員会のほうの今後の方針についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） 現在、町内の学校で多くの児童生徒の不登校があるという現実がございます。何とかこれを改善したいというふうに取り組んでおるわけでございますが、もう一つ、学校は現在働き方改革という、いわゆる退校時間を早くしなさいというルールもあります。そういう中で、学校の先生方一生懸命努力もしてくれておりますし、また、教育委員会事務局職員の不登校対応の職員も同じです。そういう中で、学校に行くことが困難な児童生徒がいることは大きな大きな課題でありますし、教育委員会も学校も今後の児童生徒の成長に向けまして、しっかり取り組んでいく覚悟でございますし、先ほどから出ておりますが、自立できる生き方ということも忘れないように、学校と教育委員会力を合わせて、またご家庭のご理解も得ながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、教育長のほうからご答弁いただきましたが、本当に体制づくりをしっかりして、取組のフレームも今、整ってきているんじゃないかなというふうに考えております。な

かなか今、外部の施設とか、そういうところが町内にはなかなかありません。そういう中で苦慮されている部分も多いのではないかなと思います。また、先ほどもご答弁いただいたけども、移動式の支援教室のほうに向けても人材確保についても課題だというふうにおっしゃっておられたので、今おっしゃっていただいた決意を今後も期待したいと思います。また、先ほども私が申しましたが、この問題は学校教育だけの話ではないということを行政の皆さん今おられるので、しっかり自覚をしていただきたいと思います。自立について、本当に困難を抱えている若者の成長や、その支援のために個々の困難などの対応に応じて関係機関が課題を克服するまで切れ目のない支援を行うことが重要だと思っております。今後の官民、関係機関による支援のネットワークの整備が求められておると思います。今後の対応を期待して私の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。午後1時からといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 30分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。7番、美濃議員の発言を許します。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。今日のテーマは、マイナ保険証で国民皆保険は守れるのかについて伺います。現在の健康保険証を来年秋に廃止して、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等関連改正案が6月2日の参議院本会議で可決成立しました。この法案は、任意であるマイナンバーカードの所持を事実上強制し、国民と医療機関に負担と混乱をもたらすだけでなく、現在は、社会保障と税、災害対策の3分野に限定しているマイナンバーの利用範囲について、法改正を経ずに条例で定めることを可能としています。マイナンバーカードに一本化された健康保険証であるマイナ保険証は既に2021年10月から本格運用されていますが、コンビニで他人の住民票が出る、病院で他人の診療情報や薬剤情報が出るなど、国民の命と健康、信頼を崩壊させる深刻なトラブルが連続して発生しており、このままで皆保険が守れなくなるのではないかなど不安の声が寄せられています。そのため、今回の一般質問ではマイナ保険証に絞って、これらの疑問や不安、対策について町長の所見を伺うものです。最初に伺います。北広島町のマイナンバーカードの直近の申請数と発行数及び普及率、また健康保険証の利用登録数と率について伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 最初にお断り申し上げておきたいのですが、今回の一般質問で、マイナンバーカード関連のご質問をいただいております。ご質問に対してお答えさせていただく内容については、現在公開されている情報によるものですので、今後、変動することもあるこ

とをご承知おきいただきたいと思っております。それでは最初の質問、マイナンバーカードの直近の申請数などの状況ですが、令和5年4月30日時点については、申請件数は1万3792件、77.5%、交付枚数は1万2876枚、72.3%です。また、健康保険証への利用登録者数についてですが、全国の利用申込数は国で把握しておりますが、市町ごとの数について、県に確認しましたが、把握できないとの回答でした。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 毎日のように報道されて、国も迷走しておりますので、了解をしております。次に誤登録について伺います。今、大きな社会問題となっているマイナンバーカードに他人情報が登録されるなど誤登録についてですが、北広島町ではないのかどうか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） マイナンバーカードをめぐっては、マイナ保険証に別人の情報をひもづけるミスであるとか、公金受取口座の誤登録、カードの取得者が受け取るマイナポイントの別人への付与といった問題が相次いで判明しておりますが、現在のところ、本町で誤登録は確認しておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 北広島町では、そういう実態は起きていないということです。次に、統合によりJAひろしま口座になったため、公金受取口座が使いなくなったとの情報がありますが、事実でしょうか。また、本人名義でないで登録できないと聞きますが、どうなのか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議員ご指摘のとおりで、広島北部農業協同組合が合併し、JAひろしまになった結果、公金受取口座が使いなくなったということは事実です。無効になった理由としては、合併により金融機関コードが変わったことによるものです。このように金融機関の統廃合によって、金融機関コードの変更だけでなく、支店口座であったり、口座番号に変更があった場合などでも登録されている口座は無効になりますので、無効になった場合は、マイナポータルから公金受取口座の変更をしていただく必要があります。ご自分での変更が難しい場合は、マイナンバーカードをお持ちの上、暗証番号が分かるようにして役場窓口にお越しいただければ支援をいたします。また、公金受取口座は、ご本人様名義の口座を登録していただいています。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） また政府は、誤登録のため全システム再点検を指示しましたが、北広島町でも行うのかどうか、また必要な人員は確保されているのか。通常の業務への影響はないのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） マイナンバー関係のシステムの再点検についてですが、県からマイナポイントの誤登録の有無の照会がありましたので、該当なしと回答しております。この回答以外特に再点検に関する業務は発生しておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） これからはまだ分かりませんが、現状はない。次に、マイナ保険証関連について伺います。医療機関等の状況ですが、マイナンバーカードを利用した新しいサービスは、健康保険証の代わりにマイナンバーカードの情報を利用して、オンラインで健康保険の種

類や名称、被保険者番号などの情報を医療機関に提供するもので、オンライン資格確認と呼んでいます。病院や診療所がオンライン資格確認を行うには、マイナンバーカードのICチップに記録されている情報を読み取る顔認証のためのカメラ付カードリーダーが必要で、政府は、病院や診療所に無償提供しています。この顔認証機能付カードリーダーの町内の導入状況について伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） カードリーダーを導入している町内の医療機関などについてですが、厚生労働省のホームページからの情報ですが、5月28日時点で20の医療機関、薬局が導入しております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ほとんど導入してありますが、まだなかなか使い切れないというところもあるようです。次にオンライン資格確認に必要なコンピュータシステムや情報通信機器、高速通信回線、電子カルテなどは、導入した全ての医療機関で整備されているのか。また、月々のセキュリティー費用など維持管理費などを含め、国から補助があるのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） オンライン資格確認に必要なシステムや通信機器等は医療機関などで整備されております。この整備については、顔認証付カードリーダーは1台から3台まで無償提供になっております。そのほかの費用、例えば、ネットワーク環境の整備であるとかや電子カルテシステムなどの既存システムの改修などについては上限がありますが、事業額の2分の1の補助があります。また、月々のセキュリティー費用など維持管理費などについては、今のところ補助はないと県に確認をしております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 医療機関は新たな負担が生じ兼ねないということです。全国保険医団体連合会が6月9日、マイナ保険証システムを導入した35都道府県の医療機関6062施設に独自に聞き取り調査した結果を公表しました。マイナ保険証をめぐる、医療機関で無効と表示されるなどして、患者が医療費の全額を立て替えた事例が4月以降、全国で少なくとも533件あったとのこと。5月時点では122件でしたので、大幅に増えたとしています。また、別人の情報がひもづけられていた件数が85件あったとのこと。そこで伺います。町は、運用等で把握しているトラブルや問題点、課題等はないか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 町内の医療機関などに問い合わせをしましたところ、現在はまだ多くの方が健康保険証を持参されておまして、マイナ保険証を使われる方は少なく、特に大きなトラブルはないとのことでしたが、顔認証ができなかったり、暗証番号を忘れられていたりすることもあるとのことでした。そのような場合でも、今は健康保険証を持参されているので問題はありませんが、今後マイナ保険証のみになった場合、保険情報が確認できないといったことも起こってくるのではないかと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今は大丈夫のようですが、これからがすごい心配です。次に、また医療機関等に自分の薬剤情報、特定健診等情報を提供することに同意している町民はどれくらいおられるか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） これも医療機関などに確認したんですけども、医療機関でマイナ保険証を提示される方の多くは同意されているということでした。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 多くの方は同意するというふうになっているようですが、登録すると、知られたくない医療情報等がお医者さん以外に知られるのではないかと心配ですが、登録者の方は、こういうふうになるということをご存じなのかどうか、それ分かりませんか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） ご存じかどうか、ちょっと今すぐにはお答えしかねますけども、全ての方がそういった認識を持っておられるとは限らないと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうですね、説明も十分ないわけですから、やっつけばいいだろうと思っておられる方も多いと思います。次に、保険証が廃止になった場合、来年秋。どうなるか伺います。これまでは更新時期には保険証が保険者から、国保や後期の場合は町が送りますが、送られてきましたが、保険証廃止になると保険証は送ってもらえるのか、健康保険も含めて、願います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 保険証が廃止されますと、マイナンバーカードを持っていない人に保険証が送られてくることはありませんけども、必要な保険診療を受けられるように、被保険者からの求めに応じまして、各医療保険者は医療機関などを受診する際の資格確認のための資格確認書を発行する方針であることを国は示しています。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今までは届けられてきたけれども、自動的に。これからは自分から申請しなくちゃいけない。じゃあどこに申請すればいいのか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 具体的な事務の流れであったり、様式については、これから決まってくるものと思っておりますが、資格確認できるのは医療保険者ですので、申請先は加入されている医療保険の窓口になると考えております。国民健康保険であるとか後期高齢者医療保険であれば、役場窓口での申請になります。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうしますと、期限が1年、後でも出ると思うんですが、期限切れになる前に各保険者から通知は来るんでしょうか、あなた切れますよとか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 更新のお知らせを送るかどうかということもまだ未定です。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 届かないこともあり得るということですね。今までは毎年自動的に送られてきた保険証が届かなくなり、申請を忘れてたり、病気などで手続ができなければ、保険料を払っていても医療機関の窓口で10割支払うことになるのではありませんか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 資格確認書を取得するには申請が必要で、有効期限は最長1年とされて

おります。期限が切れた場合は、国民健康保険証のように自動更新されるかはまだ未定なんですけども、申請手続きができない場合、医療機関の窓口で保険情報を確認する書面を提示できないということになりますので、場合によっては、一旦10割負担をしていただいて、後日返金の手続をすることになると思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） こういう時には無保険者になるわけですね。全額医療費が1000円、2000円だったら払えるかもしれませんが、何万円、何十万円となりますと、その時に払えなくなるんじゃないかと心配をします。6月5日のデジタル社会形成等特別委員会で、厚労省の伊佐進一副大臣は、資格確認書はあくまで申請を原則とするも、申請が難しいと判断された場合は本人からの申請によらず、職権で交付するといった柔軟な対応も想定しているとのこと。そうであるなら、国保や後期医療など資格確認書の申請が難しい介護施設や医療機関から要請があれば、可能な限り、町の職権で交付してはどうでしょうか、できませんか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 今後の手続等につきましては、また県の市町の連携会議などでどういうふうにするかというところは、今後検討してまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 後でも介護施設の問題を言いますので、次にいきます。顔認証などのトラブルの問題です。医療機関から顔認証のエラーが出る例がよくあると聞きますが、町はそのような情報を把握していませんか。その際、暗証番号を入力する必要がありますが、忘れた場合はどうなるのか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 医療機関などに確認しましたところ、顔認証ができないこともあるとの回答でした。暗証番号を忘れた場合は保険証で対応していると聞いております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今は保険証がありますから、保険証を見れば対応できますが、廃止されるとそれはできなくなります。20歳未満の方のマイナンバーカードの有効期間は、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日となっています。赤ちゃんや幼児は、5年間で容姿の変化が大きいと考えますが、間違えなく顔認証できるのか不安です。どうでしょうか。できますかね。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 赤ちゃんや小さい子どもさんは、成長とともに容姿が変わってくることで顔認証ができなくなってくると考えられます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） マイナンバーカードを作成して一、二年しかたないのに顔認証にエラーが出る状況ですが、10年もたつと、また5年もたつと、どれだけ認証できなくなるかは明らかです。次に伺います。顔認証できない場合、暗証番号を打つわけですが、3回間違えるとロックがかかり、カードが利用できなくなるとのことですが、その場合はどうすればいいのか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 暗証番号を間違えてロックがかかってしまった場合は、役場の窓口でパ

スワードの再設定を行いますので、お申し出ください。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 結局は、ロックがかかると顔認証できない、当然資格確認ができないので、その時にお医者さんにかかれば10割負担になるんでしょうか。ということですね。ロックがかかるとその場では使えなくなるということですよ。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） ロックがかかっても顔認証ができれば保険証としては利用できます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 顔認証できないから暗証番号を入力をする。それに間違ふからロックがかかるんですね。暗証番号を打てればいいんですが、ロックがかかれば、オンライン資格確認はできないんです。それでも健康保険証として利用できるとはどういうことなのか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） まず、ロックがかかっても顔認証できれば資格確認ができます。ただ、顔認証もできず、ロックもかかってしまって使えないということになったら、資格確認ができないということも出てきます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ですから、顔認証できれば別に問題は起きないですよ。暗証番号忘れてロックがかかったらできない。そうすると、無保険者となって資格確認ができなくて、医療費は10割負担になるということが分かりました。次に、子どもの代わりに親やヘルパーさんが薬を取りに行く場合は顔認証はできないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 顔認証付カードリーダーを使われる時、本人がいないと顔認証は行えませんが、本人確認方法を選択する画面で、暗証番号を入力するを選んで暗証番号を入力することになります。親が子どもの暗証番号を管理することは特段問題ありませんけども、ヘルパーさんに暗証番号を教えることは基本的にはできませんので、このような場合には、資格確認書の申請をしていただいて、この資格確認書をヘルパーさんに預けて薬を取りに行くことになると思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今の保険証であれば、保険証を渡してヘルパーさんに取りに行ってくださいね、分かりましたと、薬局に行って薬がもらえる。しかし保険証がなくなると資格確認書をわざわざ、1年限りですが、役場や各保険者のところに行って発行してもらって、それをヘルパーさんに渡すという作業になる。余計な作業がここでかかってくるわけです。次に、救急搬送された際、マイナ保険証がない、また、マイナ保険証があっても、顔認証ができない。パスワードが分からないという事態が発生することはないか、また医療費はどうなるのか伺います。先ほどの質問と似たようなものですが、救急搬送という条件が入ってます。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 救急搬送の際、現在も保険証がない場合に実費を支払うか、一定金額を支払って、後日保険証を確認した後返金がありますが、マイナ保険証の場合も同じ手続になると考えております。以上です。

- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 非常に大きな問題が起きてくるんじゃないかと思います。次に、マイナ保険証を破損したり、水に落としてICチップの情報が読み出せなくなった場合はどうなるのか伺います。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） マイナンバーカードを破損した場合、役場窓口でマイナンバーカードの再交付申請を行ってください。再交付には手数料として1000円費用がかかります。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 再交付すると。次に往診の場合、マイナ保険証で資格確認ができるのかどうか伺います。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 往診の場合、マイナ保険証で資格確認はできません。現在もですが、往診を受けられている場合、1か月に1回、家族が保険証を病院に提示されていると聞いておりますので、マイナ保険証の場合も同様になると考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 今と変わりませんよということですね。退職等で健保組合が変わる場合などは、瞬時的に処理できるのかどうか、また、過誤請求が起こるのではないかと伺います。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 退職などによって医療保険の資格変更があった場合には、資格変更後の保険者が事業主から資格取得届の提出を受けて、新たな資格情報をオンライン資格確認システムに登録します。事業主から保険者への届出は5日以内とされておりまして、保険者は、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこととされています。このように新しい保険証の情報が反映されるまでにタイムラグがありますので、瞬時的に変更はできませんので、過誤請求が起きないとは言えませんが、医療機関でオンライン資格確認ができることで過誤請求は少なくなると考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） いろいろ答えていただきました。次に国民健康保険の短期保険証、短期証発行や子どもの医療費等について伺います。1年以上国税を滞納した場合、これまでのように短期保険証を発行できるのか。また、子どもの医療費等の公費は適用されるのか、伺います。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 健康保険証の廃止に伴って、短期被保険者証の仕組みは廃止することになっております。長期にわたる保険税滞納者に対する取組としては、これまでの被保険者資格証明書の交付に変えまして、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うことを国では検討しているようです。子どもの医療費等の公費の適用については示されたものがないので、今後の検討課題となると思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） これまでは滞納すると、町の窓口と呼ばれて、担当者と面談し、分納など納付に向けた相談だけではなくて、生活状況によっては、生活保護の申請も含めて生活相談し、分納で短期保険証を発行しています。しかし、短期保険証が廃止されると、特別療養費の支給

に変えるとのことですが、短期保険証との違い、また資格証と特別療養費の違い、これはどう  
いうことでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 国民健康保険の保険証は、通常1年間なんですけども、短期保険証は短  
い、例えば6か月の保険証が出るということで短期保険証です。それから資格証明書について  
は、これはかなり長期にわたった保険税の滞納者に対して、国保の資格がありますというよう  
な証明になるもので、それを病院に持って行ってもらったら10割負担ということで、一旦1  
0割負担していただくんですけども、役場の窓口で手続きしていただくと、療養保険給付費相当  
額は払戻しをさせていただくというものです。特別療養費というのは、資格証明書を出した時  
と同じような手続になるんですけども、特別療養費というのは同じように一旦医療費の全額を  
払ってもらって、後日申請してもらって、保険給付相当額の支払いを受けるということになり  
ます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 厚労省は、特別療養費の支給に変えると言いますけども、変えても何も変わ  
らないんじゃないんですか。結局10割負担ということですね。次に、現在は世帯が資格証で  
も18歳未満の子どもは短期証を発行することになっているんじゃないかと思うんですが、違  
うでしょうか。また、それが短期証廃止となると、県、町の子どもの医療費無料制度は適用さ  
れないかもしれないということなのではないでしょうか。伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 子どもの医療費については、先ほどの繰り返しになってしまうんですけ  
ども、これは県のほうにも確認をしたんですが、まだ示されたものがないので、今後の  
検討課題となると思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 県は今、就学前無料、北広島町は18歳まで無料というか一部負担がありま  
すけど。これが今、質問した点になると、なくなるかもしれない。子どもの医療費が無料化が  
短期証廃止となって、子ども救済の措置がなくなって、実際には子どもの医療費が支給されな  
くなるかもしれない。大問題だと思うんです。次に移ります。個人情報保護について。医療情  
報提供を選択するとどうなるか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） お薬情報や健診情報の提供に同意すると、医師、歯科医師、薬剤師など  
が患者さんの診療や薬剤情報、特定健診等情報を閲覧されます。医師などからより多くの種類  
の正確な情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を開示した適切な処方を受けることがで  
きます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 医療情報が伝わって、正確な診療に伝わるということですが、良いことばっ  
かりじゃないと思います。マイナンバーカードだけでは受診履歴や薬剤情報などが漏れること  
はありませんが、暗証番号が漏れてしまうと、マイナポータルにログインして、医療情報だけ  
でなく、納税、納税とはちょっと違ったようですが、所得の情報などを閲覧することができる  
のではないかと、医療情報の他に、ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

- 町民課長（大畑紹子） 議員ご指摘のとおり、本人でなくてもマイナンバーカードと暗証番号があれば、マイナポータルから本人に代わって所得の情報など閲覧することができます。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 今、マスコミで問題になっている年金、共済の年金などもこれを見れば一発で分かるんですね。今後一体化が広がれば、全ての個人情報が見ることができるのではないかと心配です。次に、紛失等での再発行の場合どうなるか、伺います。マイナ保険証を紛失した場合、再発行に要する期間はどれぐらいかかりますか、伺います。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 約1か月かかります。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） その再発行されるまでの間に大きな病気やけがをして多額の医療費がかかった場合、保険が利くのかどうか伺います。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） マイナ保険証が再発行されるまでに時間がかかる場合、資格確認書を利用するといったことが考えられると思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） マイナ保険証を持っていても、資格確認書を利用するということになって、申請して。資格確認書は、例えば北広島町に申請した場合、どれぐらいで発行してもらえるのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 資格確認書などの仕組みについては、今から決定することが多いことと思っておりますので、資格確認書を発行するまでの時間についても、このぐらいで発行できますというふうな資料が今のところありません。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） まだ分からないということですが、これも本人が行かないと申請できないんですね、資格確認書は。ですから、けがをして入院している間は保険は利かない状態が続くと、資格確認書がもらえないということが心配です。マイナンバーカードは郵送や代理人による受け取りが基本できず、けがしたり病気で本人が来庁できない場合はどうするのか、伺います。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） マイナンバーカードは、原則一度は窓口で本人確認をしまして交付をしておりますが、病気などで窓口に来ることができない場合であれば、例えば介護保険証で要介護度が分かるものであるとか、施設に入っていることが分かる書面などを提示していただいて、代理人による受け取りができる場合もあります。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） この代理人とはどういうことでしょうか。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 代理人とは本人から委任を受けた方です。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） これは委任状か何かを持参するということですか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 代理人の方に委任状を預けていただいて手続をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 本当にできるんですかね。本人が行かないとできないという話になってるんだけど、委任状をもらえれば、誰でもマイナンバーカードを受け取ることができるのか、もう一度お願いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） マイナンバーカードの受け取りは、原則本人で、誰でもできるというわけではなくて、例えば要介護度が高い人であるとか、施設に入っておられて役場のほうに来られないというふうな状況の方の場合は、そういった書面のご提示をいただければ、代理人による受け取りができる場合もありますので、対象になりそうな方でしたら、一度相談をされてお越しいただければと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 次に、自治体の窓口に行くわけですが、平日の昼間しか営業していないわけですね。休暇を取って受け取りに行く必要があるのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 仕事であるとか学校などでマイナンバーカードを平日の昼間に受け取ることができない方のために、役場本庁で夜間と休日に交付を行っています。夜間は、毎月第1、第3の火曜日と木曜日で、時間は午後5時30分から午後7時までです。休日については、毎月第2、第4の日曜日で、時間は8時30分から12時30分までです。マイナンバーカードは、支所で保管しているものもありますので、夜間や休日に本庁で受け取りを希望される方は、必ず3日前までにはご予約をお願いします。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 次に、災害時や一時的な利用の集中など、エラー発生時にはどうなるか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） オンライン確認システムが利用できない場合、保険の資格確認はできないと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今までの保険証であれば、持っていれば確認できたわけですが、保険証がなくなるとできないということが明らかとなりました。そもそも、聞きますが、マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのか心配する方がおられるので、お伺いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 持ち歩いて大丈夫です。持ち歩く時に気をつけていただく点としては、銀行のキャッシュカードであったり、クレジットカードなどと同じです。万が一落としたりなくされた場合には、24時間365日フリーダイヤルで受け付けておりますので、利用を一時停止してください。なお、落としたカードは、パスワードを知らなければ何も使えませんし、ICチップの中を無理やり読み込もうとすれば、チップが自動的に壊れる仕組みになっておりますので、悪用することもできません。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 悪用はできないということですが、確かにデジタル庁のQ&Aには、マイナンバーだけ、あるいは名前とマイナンバーだけでは悪用することはできないとしています。しかし国の個人情報保護委員会が作成した特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）には個人番号が悪用され、または漏えいした場合、個人情報の不正な追跡、突合が行われ、個人の権利、利益侵害を招きかねないと書かれています。デジタル庁の大丈夫との見解は、無責任と言わざるを得ません。次に介護施設について伺います。現在介護施設等では、利用者、入居者の健康保険証を預かり管理しておられるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 介護施設に確認をしましたところ、健康保険証のコピーを預かっているとのことでした。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） コピーですね。マイナ保険証になった場合、介護施設での保管や管理、また本人ができない場合は代理申請は行えるのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 現在も介護施設で健康保険証の原本の保管や管理をされていないと聞いておりますので、マイナ保険証になった場合でも、保管や管理をされることはないと思っております。また、マイナンバーカードの代理申請ですが、マイナンバーカードは、原則ご本人様に申請していただく必要がありますので、介護施設の方からの代理申請は行えません。ただし、15歳未満であるとか、成年被後見人の方は、法定代理人による代理申請が必要となっております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） その際保険証の管理責任、預からないということですが、個人の情報漏えいを懸念する意見がやはりあるわけですか。そういう懸念する意見はないかどうか伺いましょう。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 介護施設などでは健康保険証の管理責任ということを配慮されて、そのものを預かっておられないと認識しております。マイナ保険証に移行した後についてはですけども、介護施設がどのような対応されるかは定かではありませんが、マイナ保険証そのものを預かるのではなく、診察に必要な資格確認書のコピーを預かるといった対応になるのではないかと考えております。今のところ懸念するようなご意見は伺っておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） お伺いしたいことは聞きました。本日の一般質問では、マイナ保険証に絞って取り上げましたが、来年秋に保険証が廃止されると次のように大きく変わり、町民にとって重大な問題であることが明らかとなりました。これまでのように保険証が届かなくなり、マイナ保険証がない人は、毎年本人が資格確認書の申請を行わなければならない、それをしなければ、保険税を払っていても無保険者になること、医療機関等で顔認証ができない場合に暗証番号を忘れるとオンライン資格確認ができず、この場合も無保険者となり、窓口で医療費10割支払うことになること、国民健康保険の短期証が廃止となり、これまで世帯が資格証でも短期証が発行されていた子どもも窓口10割負担になるのではないかと。なりますよね。子どもの医療費無料制度についてはまだ分からないと。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 子どもの医療費との仕組みというのをどういうふうにかえるかというのがまだ検討段階で、子どもさんは受給者証を持っておられるので、500円というのは変わりはないとは思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ちょっとよく分からないんですけど、繰り返して質問する時間がないので、いけないんですが、短期証が廃止となって、これまで世帯が資格証でも短期証が発行されていた子どもさんは、発行されていたんですね。それで、その方たちは短期証が廃止となるので、窓口10割負担になるのは間違いないでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 18歳以下の子どもさんに対しては、そんなことはないと思ってるんですけども、それ以外の方は10割負担になると思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 18歳以下の子どもが家のほうは資格証だけれども、国の措置によって、短期証発行しなさいよと、子どもの健康を守るためにということできたんだけど、短期証自体が廃止されると、その子どもたち、18歳以下の子どもたちはどうなるのか、先ほどの質問なんですけども、短期証がないわけですから、資格証はないんで、特別療養費の支給に変わるのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 子どもさんが特別療養費の支給になるかどうかというところは、すみません、まだ分かりません。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） それと子どもの医療費無料制度がそういう人たちに分からないわけですから、今ある18歳までの医療費、一部自己負担あるけれども、無料というのは変わらないかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 子どもさんの500円というのは町の条例で定めているものですので、それは引き続いていくと思うんですけども、マイナ保険証になることによつての仕組みと、それから子どもの受給者証とのその関係はどういうふうにかえていくかというのが今からの課題になると思います。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうしますと、繰り返すんですが、今ある18歳までの子どもの北広島町は医療費無料制度、一部負担はありますが、しかし医療費そのものは無料にしてあるわけですから、これはどうなるのか伺います。確認します。分からないなら分からないで。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 子どもの医療費のことは500円だと思ってるんですけども、ちょっとまだはっきり、絶対こうなりますというふうな情報であるとか整理ができてない状況です。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 長年皆さんと一緒になって子どもの医療費無料制度をつくった。しかし短期

証がなくなることによって、その資格証の家であれば、短期証発行してやっただけけれども、しかし、それもできなくなるかどうか、無料制度が適用されないかもしれないということだと理解します。次に、医療情報提供を選択した場合、悪性腫瘍など余り知られたくない医療情報が医師等以外にも知られることとなりますが、そのことが周知されていないこと。またマイナンバーカードと暗証番号が分かれば、マイナポータルを通じて自分の医療情報、年金、所得や個人住民税などの情報が漏えいすること。さらに今後これら情報はどんどん広がることです。さらには、マイナ保険証を紛失した場合、再発行に1か月かかり、その間は、資格確認書を各保険者に申請して発行してもらわなければならないこと。そして、介護施設の利用者は、マイナ保険証でなく、資格確認書を毎年申請し、施設に預けておくことが、これらが明らかとなりました。これらの問題が解決しないまま、北広島町では今までのようにマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めていくのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） いろいろな問題、課題があることも承知しております。ただ、町だけで取り組めない問題もありますので、今後は、県とも情報共有しながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうだと思うんですが、しかし、住民の方には、こういう懸念がありますよということは説明をしなくちゃいけないと思うんです。このような状況で健康保険証は廃止する今回の法改正により、国民皆保険制度が守られると思うかどうか、町長に伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 当初も言われましたけども、マイナンバーカードの活用拡大に向けた改正、マイナンバー法などの関連法は、6月2日の参議院本会議で可決、成立いたしました。来年秋に現行の健康保険証を廃止して、マイナ保険証に一本化するなどがこれから進むということになります。今回の法改正により健康保険証が廃止され、マイナ保険証になることで国民皆保険制度が守られなくなるということはないと思っておりますし、国民皆保険制度については、当然守っていくべき制度と考えております。マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、国が公開している情報等によりますと、まだ調整中ということではありますが、マイナ保険証を持たない人は、その代わりとなる資格確認書が申請により交付されることや、短期被保険者証の仕組みを廃止することなど、まだまだ検討段階の事項が多い状況であります。マイナ保険証につきましては、問題、課題については検討、改善し、誰もが安心して利用できる仕組みにしていくことが必要であると考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 気持ちは分かるんですけども、毎日の新聞では、このことが大きく取り上げられて、どうするかというふうな苦情等になってきています。特に問題は、保険料を払っていても窓口で無保険者となり、10割負担となることは極めて重大な事態で、国民皆保険の骨組みが崩れているといっても過言ではありません。にもかかわらず、国民皆保険は守られなくなることはないとの町長の指摘は納得することはできません。そもそもマイナンバーカードを取得するかどうかは任意であり、強制することはあってはなりません。にもかかわらず、政府は制度導入のメリットを語るばかりで、リスクには法律成立までほとんど触れず、また被保険者に資格を証明する保険証を届けることは保険者の責務であるにもかかわらず、来年の秋には

保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化させることとなりました。マイナンバーカードの健康保険証化は、健康保険証の廃止によって取得を事実上義務づけるだけでなく、マイナンバーカードを万能身分証とオオバケさせるための最初の一步であり、それは集まった情報をもうけのためのビッグデータとして利活用に回され、監視社会へ向かって大きく踏み出す一步と言われています。そこで伺います。デジタル化推進は、個人情報保護の強化と一体で進めなければならない、マイナ保険証だけをとってみても、これだけ問題が多発し、国も迷走しています。そのためマイナ保険証の運用は、通告では「成立をやめなさい」と言ったんですが、そうじゃなく、もう成立しちゃったから、運用は一時中止させるべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） マイナンバーカードについては、様々な問題が相次いで判明しており、今後も個人情報が外部に漏れいするのではないかという懸念を抱かれている方もおられると思います。まず、マイナンバー制度につきましては、この制度が導入される前までは担当行政機関ごとに縦割りの管理をしていたものを、マイナンバーが導入されたことで、複数機関にまたがる情報を必要な時にやりとりする仕組みを採用し、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目指すこととしています。しかし、現在はこの制度が持つデメリットである情報漏えいの問題が表面化するなど、本来この制度が目的としているメリットを感じるものが少なくなっていると思っております。国は定期的に問題が起きていないかデータを確認し、ミスを繰り返さないような体制を確立すると述べております。現在発生している問題を解決し、個人情報保護強化の仕組みを確立する必要があることは当然のことではありますが、カードを作ることが目的ではなく、国民の生活の質と利便性の改善が早急になされることが必要と考えております。世界の先進国では、マイナンバーによって便利になった国、あるいは問題が起こっている国がありますので、こういった事例を基にマイナンバー制度が本来の目的である国民の利便性につながる社会基盤となるような仕組みづくりを構築することに注力する必要があると思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 利便性、国民の質と言いますが、これだけ問題があったら、それどころじゃないですよ。もうどこに情報がいくか分からない。そこで、先ほどから言ってる10割請求の問題について、昨日岸田首相は、衆院決算行政監視委員会において、10割請求されないようマニュアルを改定したと発言をしました。しかし、医療関係者から、医療機関が未収金になるリスクが考慮されておらず、医療崩壊につながりかねない問題だと批判しており、矛盾は広がるばかりです。国や行政にメリットがあっても、国民や医療機関にとって無保険、情報漏えいなどあってはならないことであり、国民の生活の質と利便性の改善には結びつきません。それが解決するまでは保険証の廃止やマイナ保険証の運用、これを一時中止すべきと再度考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） このことにつきましては、今、国が中心に解決する方向でいろいろと検討しているところだというふうに思います。当然そういったことが解決されて実行されるものだというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 国に責任を持たせるだけではないかと思えます。町民は役場の窓口に来て、職員は忙しい中、このマイナンバーカードの申請を受けて、普及、交付についてすごい大変なことやっているわけです。ですから、町民は町を信頼して、このマイナンバーカードを作り、そして保険証と一体化させているわけです。ですから、こういう問題がある限り、町はこういうリスクがありますよということをきっちりとさらすべきだと。国の言っていることを待っているんじゃないで、それをすべきは町民の代表である町長であり町役場だと思うんです。そうでないと、どこを信用して暮らしていいのかわからない。国に責任を任せておかないように強く求めておきます。今回は、国の責任に代えてはいけないということを求めておきます。今回はマイナ保険証に絞って質問しましたが、これ以外にも多くの問題を抱えているマイナンバーカードについて、引き続き取り上げていきます。以上で、一般質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで美濃議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。2時10分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 01分 休憩

午後 2時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。11番、宮本議員の発言を許します。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本裕之です。先に通告しております大綱2点について質問をいたします。質問の1点目は、北広島町内の川を見て異変を感じないかということでございます。子どもの頃に遊んでいた川を見て、昔と比べて何か違うところがありませんか。川岸でいろんな魚を捕ったり、アマゴやハヤを釣って食べたりと、川には多くの種類の魚影があふれていました。しかし、今の川にはそうした姿は見えません。公共下水や合併処理浄化槽の設置等で川の水質が変化したのか。また、温暖化等で水量が減ったようにも思われます。さらには毎年のように起こる豪雨災害で、護岸がコンクリートの擁壁になり、魚の住む場所が失われてきたことも考えられます。三面張りのコンクリートの川は、もはや川ではなく水路となっています。町内の多くの川で見られていたアユの友釣りも少なくなったと感じています。そして新たな問題は、サギやカワウ、ミサゴといった川魚を餌にして繁殖する鳥の被害が深刻になってきていることです。こうした状況を見て、昔ながらの川に少しでも戻すことがどうしたらできるか。国や県、また漁業関係者、猟友会等と協力していく必要があると考えます。本町には美しく雄大な自然の中、田園文化が息づく町なのに川の美しさ、とりわけ魚影が見えない川では魅力がありません。そこで次の質問をいたします。本町の川の水質は、以前と比べて悪くなってはいませんか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 川の水質のことですので、環境生活課からお答えいたします。町内の河川につきましては、環境保全の観点から、毎年測定地点を定めて水質分析を行っておりま

す。この調査は、7月と11月の年に2回、町内18地点で河川水を採取して調査・分析を行っています。10年前の平成24年度の調査と令和4年度の実施した調査におきまして数値に大きな変動はなく、特に水質に変化は見られませんでした。なお、この調査結果については、毎年町のホームページで公開しております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 10年前と今では特に水質に変化はないという答弁でした。これはやっぱり公共下水や合併浄化槽の設置等で水質が安定してきたというふうに理解しております。現在の本町の水洗化率はどの程度の状態なのでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 現在の本町全体の水洗化率は90.3%となっております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 90%を超えているということは、大変高い水洗化率だと思います。そうした中で、どうも川が栄養素が高くなっているというふうな感じが見受けられます。岩にしているノリのようなものとか、ああいうのが見受けられるということは川の栄養素が高くなっているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 川の栄養素と言うのは、富む栄養化と書きまして富栄養化と一般的に言われております。海や湖とか沼や川などに含まれる窒素化合物やリンなどの栄養分が自然の状態より増え過ぎてしまうことで、生物のバランスが崩れてしまった状態を言います。一般的に原因としましては、家庭で発生する生活雑排水ですとか、農業等で使用する農薬や肥料、畜産や工業等の排水など多岐にわたると考えられております。広島県が実施しています水質測定では、町内では、江の川水系で2地点のデータではございますが、平成11年度から測定されている窒素とリンの数値は、22年後の令和2年度の水質と比較しても、いずれも下がっています。また、川の汚れの目安となるBODの数値につきまして、昭和60年度から県のほうでは測定されておりますけれども、環境基準値内で推移しておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 数値は低下しているということです。これBODですよ。生物化学的酸素要求量と言うもので、微生物が川の中で汚物というか、有機物を食べて分解する時に必要とする酸素の量を表してまして、これホームページ見たら、18か所全て1.0以下になってましたね。ですから、一番高い所でも0.7、低い所は0.2とか0.3ぐらいの所がありました。これはどういう評価なのでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 河川水の評価につきましては、河川基準と言うものがありまして、町内の河川はA類型とあって、きれいな水質というところの基準に指定されております。その基準がBODの場合2.0以下なので、1.0というのはかなり低い数字だと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） Aとか特Aのランクになるということですが、私は視察やいろいろな旅する時に一番注意して見るのが川です。清流、高知県の四万十川とか島根県の高津川、こういっ

た川を見ると、本当に透明で、何mの深さまでも見える。魚の魚影も見える。そして深みは、エメラルドグリーンのような色に輝いて見える。こうしたような川がうちの町に見当たらなくなってしまったと思います。そうした意味で、私は川魚の種類とその数は減少しているんじゃないかと感じるんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 昭和40年代から50年代は下水道処理が現在ほど進んでいなかったために、全国的に工業排水や生活排水等が川へ直接流されて、川が現在より汚染されていたと考えられます。現在は、環境を守る観点から、当時より川の水質が改善されてきておりまして、生息できる川魚の種類が異なってきたものではないかと考えられます。本町の川魚の種類につきましては、平成18年から23年にかけて調査してまとめました「北広島町の自然」という本がありますが、数については調査しておりません。水質のほうは改善されてきているとは思いますが、川の形状、カワウやサギ類等の影響もあり、議員の感じられるように川魚の様子は変わってきているのかもしれないと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 特に数が増えているのが魚でなくて、魚を食べるサギやカワウ、こうした、これも有害鳥獣の一つですが、こういった有害の鳥をどうやって駆除していくか、お答えいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 有害鳥の関係でございますので、農林課からお答えいたします。川魚を餌にして繁殖する鳥の被害につきましては、芸北地域で主に発生しているような状況でございます。芸北地域におきましては、駆除班が3月から10月にかけて、月に一度の一斉駆除日に猟銃で駆除している状況でございます。また、生息地のダム等におきましては、漁協のほうで防止対策としまして駆除及びてぐすを張りまして、稚魚などを守っているような状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 昔、サギなんか私は見たこともないし、カワウが飛んでくることもなかったと思います。そうした中で、江の川漁協の方に一遍カワウを捕って、中を解剖した写真を見せていただいたんですが、アユやナマズやブナなんか10匹ぐらい入ってた。よく食べるカワウは、これ1日に2回から、下手すれば3回ぐらいやるという。そうすると、いなくなりますわね。もうこれは芸北で半年ぐらいやっている、3月から10月まで。これ流域全体で取り組む必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 猟銃での駆除というのが一番有効ではございますけれども、千代田地域等におきましては、やはり住宅密集地等の関係もございまして、なかなか猟銃での駆除ができないという話も聞いております。そういった中で、管理ということがあるんですけども、今は、てぐすを張っての稚魚を守るといところが中心でございますし、他も周辺につきましては、またその猟銃が打てる所の地域につきましては、猟銃でやるか、あるいは空気銃等での駆除も行っているという話を聞いている状況でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） こうした取組を年中はできないかもしれませんが、やっぱり徹底的にやる

という方法をやっていく必要があると思います。本当このままだったら、川の中の魚何にもいなくなりますよ。それと次の質問は、災害後の河川工事では、コンクリートのブロック積むんですが、魚の住める工法を積極的に取り入れていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 河川災害では、国土交通省が策定した美しい山河を守る災害復旧基本方針に基づき、河川環境に配慮して災害復旧に努めております。護岸工法の採用に関しては、川岸、水際部と護岸を区別し、護岸は可能な限り控えて設置し、その前面に川岸に水際部を形成できるように配慮しております。具体的には河川環境に配慮した製品を採用し、特に魚類を含む水生生物の生息、生育、繁殖に大きな影響を与える河床付近での災害復旧工事では、有識者からの助言を受けるなど、生物が生息しやすい環境づくりに取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 俗にいう魚巢ブロックですよね。最近は、いろいろ良いのが開発されておまして、ランデスさんという会社が魚巢根固めスクエアというようになちょっと変わった形で、一番下の基礎を作る時の中に魚が入れるような根固めを作っております。こうした工法がやった後に調査されて、しっかり魚がそこに住んでいるという調査もされてます。国交省やら県と相談しながら、できるだけそういった魚が環境的に住みやすいブロックを災害後には利用して欲しいと思います。いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員ご指摘のとおり、様々ないろんな形での護岸のものが製品できております。新製品等いろいろ考慮しながら、河川環境に配慮した形での復旧を今後も引き続き続けてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 積極的にそういった工法を取り入れてもらうように要望しておきます。私と同世代の副町長、生まれ育ったふるさと豊平の実家の周りの川や用水路を見て、どういうふうな変化してるかとか、また、移り住まれた壬生の周辺の川や用水路の変化に何かお気づきがあれば聞かせてください。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） ご指名でございますので、私の思っているところを少し話をさせていただきます。議員とは同世代、同学年ということで、感じているところはほぼ同じじゃないかというふうに思っております。私たちの子どもの時代、川では泳いだりとか魚を捕ったりとか、石を投げたりとか、そんな遊び場でありました。まさにふるさとの原風景でもあり、懐かしくもあり、哀愁も感じる場所でもあります。現在は、一時期、先ほどありましたけども、工業排水でありますとか生活排水で汚染が心配された時期もありましたけども、下水道だったりとか浄化槽の設置で水質的には良くなってきているのではないかと思います。ただ、時々橋の上から見る川の姿を見ると、話がありましたように、魚が非常に少ない、石の上でカメが甲羅干しをしている姿もほぼ見ることがなくなったというふうなところで、かなり寂しさを感じるところがあります。我々の時代は川であるとか山であるとか田んぼであるとか、自然が遊びのフィールドでありましたけども、今は、その姿をほとんど見ることがなくなりました。逆に危ないから近寄らないようにというふうにさせているところもあります。確かに今思い起こすと、

私たちは非常に危ない遊びもしました。けがもしました。ただ大きな事故がなかったということが良かったなというふうに思っているところであります。今の時代、昔のようなことはできませんけれども、やはり自然の中で遊んで大人になってふるさとを懐かしく思うというふうな環境づくりは必要だと思っております。これからそんな環境を町としてはもちろんですけども、議員も地域の皆さんも関係者の皆さんと一緒にやってつくっていったら良いなというふうには思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 副町長から、私と同じような思いを聞かせていただきました。何とか魚の種類豊富な魚影が見える川に戻していくために皆さんと知恵を絞っていききたいと思っております。それでは2点目の質問に移らせていただきます。2点目の質問は、農作業事故防止の取組を問うものであります。中四国農政局の発表によりますと、令和2年の農作業事故の死亡者数は270人と前年に比べると11人の減少となっております。しかしながら、農業就業人口が減少し、高齢農業者の割合が増加する中で、農業就業人口当たりの農作業死亡事故者数は増加傾向にあり、就業者10万人当たりの死亡者数は10.8人と、過去10年で最も高い水準となっております。死亡事故については、10年以上前までは、毎年のように300人以上の尊い命が失われてきた実態があります。また、近年の傾向として、死亡事故の80%が65歳以上の高齢者というデータが出ています。さらに新たなデータとして、平成26年から女性農業者の死亡事故が増え続けていることが深刻な問題となってきています。その要因としては、農業機械作業よりも熱中症によるものが多くなっていることと注目されています。そしてまた、今日資料でつけさせていただいたんですが、マダニの媒介感染が西日本から今度は東に向いて広く日本に広がっていくんじゃないかという懸念がされています。こうした状況を受け止めて、事故防止対策が農水省はじめ都道府県においても取り組まれています。本町としての取組を伺います。まず、1つは、本町における農作業事故の状況をお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農作業事故につきましては、農林課で独自に調査、集計したものではありませんが、消防本部の取りまとめたものによりますと、直近5年間の死亡事故についてはない状況でございます。その他の負傷等によるものにつきましては、平成30年が7件、令和元年が6件、令和2年が5件、令和3年が11件、令和4年が4件というふうな状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 直近5年では死亡事故がゼロということは大変良いことですね。しかしながら、負傷事故は、これ合計で33件起きておりますね。産業別就業者の10万人当たりの死亡事故は、平成12年までは建設業がワーストだったんですが、それ以降は農業就業者なんです。交通死亡事故の割合よりも高い、10万人当たりは。そういった実態が明らかになっているので、機械事故、その他の事故いろいろあるんですが、農業機械による事故とそれ以外の事故は、直近5年でいかがになってるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほどの消防本部の取りまとめた農作業中の事故に関わる調査票等によりますと、農業機械によります事故件数は、平成30年が3件、令和元年が3件、それから令和2年が4件、令和3年が4件、令和4年が2件となっております。また、農業

機械以外の事故件数につきましては、平成30年が4件、令和元年が3件、令和2年が1件、令和3年が7件、令和4年が2件というふうな状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 農業機械の事故がトータルで16件、それ以外が17件ということになりますね。そうした状況の中で、農業機械別事故状況発生件数、こういったものは直近でどのような数字が上がっていますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほど言いました消防本部の調査データによりますと、農業機械でございますけども、トラクター、それからチェーンソー、耕運機、トップカー、刈払機、コンバイン、軽トラックなどで5年間で16件の状況になっております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） それで特に気になるのが女性の方の事故が増えているというのが中四国農政局の中のデータにもあるんですが、女性のこの事故数というのが分かれば教えてください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 女性の事故件数でございますけども、直近5年間の合計で7人となっております。先ほど言いました全体33件のうちの7件が女性というふうな事故報告になっております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） この直近の事故件数は、他の市町と比べたことはありませんか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 他の市町と特に比べたことはない状況でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 女性の方7人がけがをされている。この内容的に、これ農業機械でけがされているのか、それ以外のことで転倒とか、そういったことでけがされているのか、内容は把握されていますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この7件のうち2人の方につきましては小型の運搬機、こちらのほうでバック、下がる時に足を引っかけたとか、そういった方が2人おられます。あとの方につきましては、軽トラの荷台で作業中にけがをされたとか、あるいは農作業中に農薬の関係で倒れたとか、あるいは熱中症の関係で倒れたとか、そういった形でございます。機械にかかったものにつきましては2件というふうなところを把握しております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） やっぱり農作業でけがされる方多いですね。私はいろいろな対策を講じるべきだと思うんですが、安全面におけるハード対策、ソフト対策の取組と啓発については、どのようにお考えか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 安全面に対するハード対策につきましては、農業機械につきましては、各メーカー等で安全装置等の方策が講じられたところがございます。農業機械の展示会等での説明をしてもらっているような状況でございます。ソフト対策につきましては、毎年配布しております農林業振興資料の中で、「農作業事故を防止しましょう」という項目を1つ設けまし

て、その中で周知をしている状況でございます。また農業者の集まる総会でありますとか研修会におきまして、農業機械の事故防止や熱中症予防の啓発チラシの配布等行うことによりまして、啓発のほう回っているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 商工会が行っておられる研修会とか学び塾でのチェーンソーの講習とか、あぁいったことをしっかり知らせて、周知しながら、どんどんやっていってほしいですね。結構刈払機でけがされる方もおるんですが、最近よく見るのがひもです、ロープの。ナイロンロープで、あれは結構全開のスロットルで回してるから、石が飛んだら、もう窓ガラスやら車のボディーでもすごい傷つける。そういった状況も昨年小学校の中でも発生してます。これしっかりとそういった危険性とか、どうやって安全にやるかというようなことを周知していってもらうように要望しておきます。それと先ほど申し上げましたマダニ、この10年間で30都府県で847人がマダニに刺されて、そのうち3割が亡くなっております。ということはマダニに刺されて亡くなった方が250人以上、これワーストは宮崎県、その次が広島県なんです。これ大変なことです。このマダニ対策について、町としてはどういう取組をしていられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） マダニにつきましては、感染症でございますので、保健課よりお答えをさせていただきます。感染を防ぐため、マダニ等が生息する山野での活動、また農作業や草刈り作業などする時は長袖、長ズボンなどを着用して肌の露出を避け、首にタオルを巻いたり、ズボンの裾を長靴や靴下の中に入れてダニ類の侵入を防ぐことが大切となります。このような啓発につきまして、包括支援センターの機関紙まめかいね6月号で、また広報きたひろしまのほうでは8月号に掲載し、注意喚起をしているところでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 感染症ですよ、マダニ。SLTSというウイルスが媒介して人の命を奪うという大変怖い、新型コロナウイルスよりもこっちのほうの方が怖くなるんじゃないかと思うぐらい農作業する人には脅威であります。しっかりとした啓発をしていただいて、本町にはそういう実態はまだ出てないのでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） マダニにかまれて医療機関を受診したというようなことはお伺いしておりますが、重症化、死に至るといったようなことは聞いておりません。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） ともあれ、農作業、農業はうちの町の基幹産業なんで、こういった事故でけがをされたり命を落とすようなことがあってはならない。ましてや感染症で重病になってもいけません。そういったことを踏まえて、しっかり農業事故防止対策をしていただくように強く要請して、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（湊俊文） これで宮本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。2時50分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 41分 休憩

午後 2時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。9番、伊藤 淳議員の発言を許します。
- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。コロナ前と同じような形で開催するお祭りが春から増えています。以前のにぎわいを取り戻そうと各地で準備をしていると思われれます。私も幼少時、毎年親に連れられて、準備も手伝った新庄夜市ですが、今年は商工会青年部の夜市委員長として関わっています。なかなか感慨深いものがございます。昔を懐かしみ、新しい時代へつなげていくため頑張ります。今日の質問は、新しい時代へつなげていくための話題2つとなります。1つ目の質問です。観光・スポーツの振興とグリーンヒルおおあさの老朽化についてです。大朝地域のB&G海洋センターに隣接している宿泊施設であるグリーンヒルおおあさは、企業や学生の合宿所として長年利用されてきました。他にも祭りの打ち上げや同窓会の場など地域の利用が多くありました。質問です。公共施設等総合管理計画の中でのグリーンヒルおおあさの位置づけはどのようにでしょうか。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） 平成28年3月に策定をいたしました北広島町公共施設等総合管理計画の中でのグリーンヒルおおあさの分類上の位置づけは、大分類がスポーツ・レクリエーション系施設、中分類が保養施設となっており、施設分類ごとの方針につきましては、適切に維持管理し、長寿命化を図ることとなっております。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 保養施設であり、長寿命化を図るということです。指定管理者である大朝まちづくり有限会社から、老朽化でお客さんを迎えることが厳しいと言った声は聞いていますか。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） 今年1月10日付で、指定管理者から施設の修繕要望書が提出をされております。その内容につきましては、建物の老朽化により通常の利用が厳しく、快適な環境を提供できにくい。利用者に不便をかけている。とのことですので、その後、協議の過程においても集客を図るのが難しい状態であることは承知しております。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） ちょっと続けて質問重ねていきます。現在のグリーンヒルおおあさの老朽化の度合いはどのように把握していますか。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） 昭和63年の竣工以降大きな改修は行われておりませんので、建物全体的に劣化が進行しているというふうを確認しております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 進行しているということですが、どれぐらい修繕しなきゃいけないか。この長寿命化を図る上で。というのは総合管理計画等ではいきますとランク等もあり、どれぐらいの期間でというのはないけども、これぐらいの度合いになると危ないと思うものがあると思

います。その問題が老朽化による問題の顕在化、いつぐらいから把握しているか、これかなり老朽化の度合いが進んでいると言っても、この進んでいるという表現が難しいので、いつから把握していて、それがどれぐらい放置されていたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 指定管理者からの修繕要望で、配管の老朽化などは以前から聞いております。建物自体の老朽化具合を实际把握したのは令和4年1月に実施いたしました建物健全度判定の結果によります。結果につきましては、健全度判定が評価基準で、健全度の高い順からA・B・C・Dのランクがあります。そのうちのCランク、全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、更新が必要なものという判定の位置づけになっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 上から3つ目。Dランクになると、補修がもう必要の段階になっていると思います。で、いきますと、長寿命化を図る。しかし、昭和63年以降、大きな補修はなしということになると、かなり危ういんじゃないか。と言うのが建物の危うさではなく、町にとっての危うさを考えます。第2次北広島町観光振興まちづくり計画、これが平成29年1月策定、令和4年3月までの計画のものですが、に記載があったり、また、第2期北広島町スポーツ推進計画にも町内の宿泊に関する記載があります。記載があるということは、町内の宿泊、これ重要視している。それも観光以外にもスポーツにおいてというものです。観光以外にもスポーツを推し進める北広島町だからこそ必要なものだと思っております。その上で、各地域に魅力があり、周遊して欲しい北広島町にとって、宿泊施設は各地域に必要と私は考えます。また、計画の策定後に完成した人工芝のサッカーグラウンドがあります。こちらには多くの試合開催による誘客力と宿泊ニーズがあります。また加えてですけれども、新型コロナウイルス感染症の5類感染症以降となり、人の流れが活発になり、インバウンドの獲得も推進していかなければなりません。こちらに関しては、広島市内等でいくと、かなりもう活発になっているというのをお聞きしますし、また、北広島町の今回の補正予算においても、インバウンドにつながりそうな補正予算が上がっている。そういう状況にあると私は思っております。グリーンヒルおおあさは、今までのように使えるようにして欲しい。今までの例えば社会人で研修が来る、そして学生が試合や合宿で来る。今からでいきますと、さらに試合や民泊で来た子どもから聞いて、北広島町に興味を持った保護者が来る。他にも長い歴史を持つ新庄学園の同窓会を開催するといった、まだまだ宿泊も含めて多くの潜在的ニーズがあります。大朝に今現在、大規模に宿泊ができるという場所はグリーンヒルおおあさが今のところ迎えるのが難しい状況にあるといった中で、今後の修繕計画はありますか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 現在策定をしております修繕計画はございませんが、今後の活用方法や利用における条件、需要状況や費用対効果などを判断材料に修繕の可否も含め検討していかなければならないというふうには考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 実際お金の面にもなるんですけども、先ほど言ったように、今後の新たな顧客獲得のために、単なる修繕に終わらず、宿泊以外の用途も広げてはどうかと考えます。例えばですけれども、北広島町観光戦略方針には、30代女性がターゲットとするべきというような記

載があったり、他にはで言うと、子ども向けのスパリゾートなど、用途を広げるといった意味ではまだまだ考えられるものがあったりすると思います。先ほど民泊と言ったからこそ、子ども向けのスパリゾートも面白いかなと思った程度ではございますが、宿泊以外、先ほど保養施設とあったんですけども、宿泊以外の用途を広げてはどうかと思います。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 宿泊以外、研修も含めて今現在経営をしていただいておりますけれども、新たな顧客獲得につきましては、経営に直結する事項だと考えます。指定管理者の意見も聞きながら、先ほどお答えした検討内容の判断材料の一つにさせていただきながら、検討を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 話を聞きながら、とても大事だと思います。ただ、先ほど言った様々な潜在的ニーズが既にもう動いている状況の中で、そういったニーズがなくなる。言ってしまうと、他の自治体でそういうニーズを満たしてしまえば、その潜在的ニーズはなくなるということも考えられます。話を聞き、しっかり用意し、その上で改修する、必要だとも思いますが、早くしなきゃいけないと。大規模改修を早く行うべきとも私は考えますが、反面、厳しい財政も理解しています。その点において、どれぐらいでというのはなかなかお答えしづらいとは思いますが、すけども、近隣一帯での相乗効果も考え、大規模改修の検討を進めていただきたいと思います。こちらに対して何か考え等、先ほどの答えで良いんですけども、あればと思いますが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 大朝支所長。

○大朝支所課長（沼田真路） グリーンヒルおおあさのことですので、大朝支所から少しお答えをさせていただきたいというふうに思います。指定管理者の方と修繕について協議をさせていただいております。具体的な要望等今受けておりますので、そういった箇所について優先順位をつけて緊急にやらなければならないこと、それから次年度でも少し先送りにしても良いこと、それから長期的に修繕するべきこと等を計画的に修繕を実施していければというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 先ほど近隣一帯、例えば大朝での相乗効果という意味でいえば、今、大朝支所長に答えていただいたように、進めていただきたいと思います。今回、今老朽化という観点から話をしていたんですが、一番最初に言ったように、お客さんを迎えることは厳しいといった部分でいうと収支の関係があると思います。老朽化以外に料金、課題があると思われれます。ただ、この料金が条例における規定で決まっています、今現在の条例では、減免措置などによって、お客様が泊まれば泊まるほど赤字になる料金規定になっているのではないかと考えられます。この料金規定に関しての経緯と見解をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） グリーンヒルおおあさの料金につきましては、条例により料金が決定をされております。料金の改正は、合併以降は今現在行われていないというような状況でございます。減免措置につきましては、条例により管理者が特別の事由があると定めた使用の場合、使用料の半額以内を減額できることとなっております。料金、それから減免措置の適用範囲とともに現下の状況で適当であるかを判断し、見直しを行ってまいりたいというふうに考え

ております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） その上で条例改正をするかどうかお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） そういったことも含めて、今回の6月議会のほうで条例改正の提案をさせていただいております。改正の必要があると判断しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 今回の議会で上程されている、議案として話し合っています。その上で、条例改正、今回の料金見ました。上がっていると。赤字にならないように、収支が合うようにと思いますが、先ほど言いましたように、老朽化をしている、改修したほうがいいんじゃないか、優先順位によって改修していくといった場合、ターゲット、泊まるお客様のニーズも変わってくる中で、改修した場合、改めての条例改正を視野に入れているか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 収支の見込み等を判断しながら、そこは検討は必要だと思いますけれども、今現在は、改修による条例改正、料金の改定などは考えておりません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） まだ改修をしていないので、そこは理解いたしますが、条例改正というのはなかなか段階が多いようにも思いますけども、今からの時代柔軟にやっていく、先ほど言っていたように、話し合いをして改修をする等も含めてでいくとどんどん変わる中で、条例改正を柔軟にしていっていただきたいと私は考えております。次にまいります。今回、大朝地域の話題2つが続きます。こちらの質問は、既に何度か重ねての質問になるものではあります。大朝地域の小学校統合と合意形成についてです。大朝地域教育環境ビジョン検討会では、統合して新しい学校をつくるという意見になりました。この新しい学校と言うのは、新設という意味ではなく、対等に小学校が2つが1つになると言った時に、今後、その新しい学校というイメージで捉えてもらいたいということで、新しい学校をつくるという意見となっております。その後、地域の説明会を開き、内容についても明示もしました。昨年9月の一般質問に対して、統合を進めていく上では地域の皆様にも必要な説明を十分に行ってまいります。また、検討会と連携を図っていくという答弁がありました。この答弁の上で、大朝地域教育環境ビジョン検討会の意見が出る中で、教育委員会における検討会の意見に対する見解と今後の展開を聞きます。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 昨年8月に立ち上げられた大朝地域教育ビジョン検討会では、これまで7回の会合を重ねられ、今後、町・教育委員会へ提言書を提出されると聞いております。提言についてはしっかり確認し、今後の展開を図る上で、地域のご意見として尊重させていただきます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 尊重していただくと。なかなか難しい言葉で、その揚げ足を取ると、なかなかいろいろ思うところはあるんですけども、しっかりと検討会にも教育委員会の方にも入っていただいていますし、しっかりと話し合いを今も進めてもらっています。なので、地域の総意とし

て今後提言をしていきたいと、検討委員会では話し合いをしております。ただ、検討委員会による地域の説明既に行ったんですけども、全体的に参加者が少なく、両日で52名でした。特に保護者以外の参加が少なかったことが懸念となっています。この懸念と言うのは、今後小学校が統合する上で、地域の総意もしくは地域の合意形成という中で、聞いとらんと言うような場合になると、地域としては、なかなか新しい一歩になりにくいかなと言う意味での懸念です。確かに今回の主体は保護者です。ですが、学校は地域にとっても大事な施設です。地域の合意形成のために町からの公式アナウンスとともに地域への重ねての理解が必要だと考えます。平たく言えば、新しくつくられた、言葉としては分かりにくい、大朝地域教育環境ビジョン検討会よりは知名度もあり、分かりやすい教育委員会からのアナウンスというのがやはり余り関わっていない地域の人には分かりやすい形ではないかなと、平たく言えば思っております。地域の方に分かりやすい、検討会も公式な場ではありますし、提言も行っていくんですが、そこに教育委員会からという明示があると分かりやすいかとも思い、今後の展開をお聞きいたしました。その点、先ほどの答弁でも理解はできるんですけど、その上でまた今後の展開という部分でお聞きしたいと思っております。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） この大朝地域教育ビジョン検討会は、昨年の8月30日に大朝地域協議会において主体的に立ち上げられて、自分たちの地域は自分たちで考えたい、自分たちで進めていきたいというお考えの基にスタートされたものと理解をしております。その会には私も毎回出席をさせていただいて、いろんなご意見であるとかご質問に対してお答えをさせていただきました。説明会を5月の1日、2日に、この教育ビジョン検討会主体で5月1日に大朝の図書館、2日に地域づくりセンターでされて、52名の方が出席をされた、私も出席をさせていただきました。ですので、この間、教育委員会主体で説明をすることは当然できないわけで、しっかりと協力をさせて、一緒に歩かせてもらっていたという認識であります。地域協議会におかれましては、地域協議会だよりやポータルサイトを立ち上げられて、住民の方にもしっかりと周知を図られてきているものというふうに認識をしております。またこれが提言が、先ほども申しましたけれども、提言を町のほうに出されて、またそれをしっかりと確認させてもらって、町、また教育委員会として必要な展開を図らせていただきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） しっかり説明いただきました。まどろこしい言い方で申し訳なかったですけども、やはり地域と行政が手を取り合って地域の合意形成を図る上では、なかなか手順をしっかりと踏んでいかないとと思うところがありまして、このような質問をいたしました。ただ、提言をするんですけども、今後起こり得るかもしれないというところを心配して質問を重ねていきます。令和6年4月から新庄小学校は全て複式学級になりそうです。そういう中でいくと、統合というのが人数が少ないと複式だという意見もあるので、統合を例えば令和6年4月から、時間はないですが、4月からという選択肢も出ることは出てきます。そういった場合でもスケジュール的に可能かどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 県への届出でありますとか、議会の同意をいただくとか、そういった事務的な手続を、必要な手続を踏めば、事務手続的には可能でございますけれども、統合の

スケジュールにつきましては、地域との調整を十分に図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 何でも急にと言うつもりはないですが、選択肢の上で、意見の中にもあったんですけども、統合するならば早くして欲しいと、今既に通っている子どもたちを思うとという意見もありましたので、可能性、選択肢の一つとしてお聞きしました。地域で話し合う上ではしっかりと話し合っ決めていかなければならないとも思っております。ただ、この話し合っている内容というものが現場である学校にどのように伝わっているのかが正直分からないところがございます。現場である学校には、これまでの検討会の経緯を伝えたい、公式に伝えるというよりは、それぞれPTAの会長等入ってますので、経緯等は伝わっていると思うんですけども、しっかりと経緯が口づてではないような形で伝えなきゃなと思うところがあり、学校現場には、この検討会の経緯、またその意見等がどのように伝わっているかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 大朝地域の小中学校長に検討会の経緯を私のほうからお伝えしています。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 校長先生に伝わっているということでしたが、学校現場にはほかの教員の方もいらっしゃると思います。それは校長先生のほうから伝わっているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 各学校におけます状況については、把握をしておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 理解いたしました。以前の質問等では、学校内のことは校長先生の権限によるものというものも私も思いますので、可能であれば、経緯を学校現場、小学校で子どもたちが接するのは校長先生よりも自分の担任のほうが多いかとも思います。そういう中で、学校現場にどのように伝わっているかというのは、ほかの教員の方々も同様に思いますので、その点も今後伝え方として検討していただきたいと思います。検討会では、新庄小学校と大朝小学校が対等に合併し、教育ビジョンとして新しい学校をつくるということを考えています。それには地域の合意形成も必要です。今日いろいろ言いましたが、もうここに集約されてくるかなと思います。教育長の見解はどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） 昨年8月に私もこの検討会に出席をいたしまして、大朝地域の教育環境を考える上で、小学校については統合が必要です。中学校についても将来的に他校との統合も検討してまいりたいということをお話をさせていただきました。現状と将来の大朝地域の児童生徒数を見た上で、教育委員会としては必要な措置だというふうに考えております。学校統合は、地域にとって大変な大きな判断をしていただくことであるために、統合を進める上では、保護者と地域の皆さんにもしっかりとお話をしてお話をしてお聞きをいただきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 言っていたとおりでと思います。実際に行くのは子どもたちです。関わ

るのは保護者、地域の方も関わるんですが、中には、子どもやお孫さんが家にいないという方もいらっしゃいますし、今後帰ってくるという方もいらっしゃいます。自分たちが通った、自分の子どもたちを行かせた等、もろもろ小学校には皆様の思い出もあります。また、今現在、小学校で行っている行事には地域の方が様々な形で関わっております。その小学校が片方廃校になると。なかなか重い言葉ではありますが、廃校になる可能性が今のところ高い、統合しますと。そうすると地域の協力、地域の理解、大変重要になってくると思います。今日言っていたように、地域の合意形成、またグリーンヒルのほうもそうですが、検討を進めていく中で、しっかりと話し合っ、良い北広島町、今回で言うと大朝地域になりますが、よい地域をつくっていただきたいと思い、私の質問を終わります。

- 議長（湊俊文） これで伊藤淳議員の質問を終わります。これをもって一般質問を終わります。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。なお、次の本会議は19日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしく願いをいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 20分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~